

履 修 概 要

平成 29 年度
(2017 年度)



大阪市立大学生活科学部

この履修概要は平成 29 年度入学者を対象とする。

平成 29 年度入学者はこの履修概要が卒業まで適用されるので
大切に保管すること。

目 次

I 生活科学部履修規程	1
生活科学部履修規程	
試験での不正行為に関する取扱い規程(抜粋)	
II 履修上の注意事項	6
1. 食品栄養科学科	6
(1) 卒業するのに必要な単位数	
(2) 進級するのに必要な単位数	
(3) 全学共通科目履修上の注意事項	
(4) 専門教育科目履修上の注意事項	
(5) 保険加入について	
(6) 専門教育科目一覧表	
2. 居住環境学科	10
(1) 卒業するのに必要な単位数	
(2) 進級するのに必要な単位数	
(3) 全学共通科目履修上の注意事項	
(4) 専門教育科目履修上の注意事項	
(5) 保険加入について	
(6) 学習・教育目標	
(7) 専門教育科目一覧表	
3. 人間福祉学科	16
(1) 卒業するのに必要な単位数	
(2) 進級するのに必要な単位数	
(3) 全学共通科目履修上の注意事項	
(4) 専門教育科目履修上の注意事項	
(5) 保険加入について	
(6) 専門教育科目一覧表	
4. 外部試験、海外語学講習会に基づく単位認定について	20
5. グレード・ポイント・アベレージ(GPA)制度について	22
III QOLプロモーター養成について	23
IV 教育職員免許状の取得について	26
1. 本学部で取得できる教育職員免許状	
2. 教職課程科目の履修	
3. 教育実習	
4. ガイダンスと周知	
5. 教育職員免許状の授与	
別表1～7	
参考	
V 各種免許取得について	42
1. 栄養士免許証の取得	
2. 建築士試験受験資格	
3. 社会福祉士受験資格	

VI 諸手続き並びに注意事項 ----- 50

1. 休学、復学、退学、再入学
2. 転学部、転学科、転コース
3. 奨学金及び授業料減免・分納制度
4. 住所変更及び身上の異動の届け出
5. 学生証並びに各種証明書の発行等
6. 交通スト、台風時等の授業について
7. その他

VII 参考事項 ----- 52

1. 沿 革
2. 卒業後の進路
3. 生活科学部出身本学名誉教授一覧
4. 教員一覧
5. 非常勤講師一覧

I 大阪市立大学生活科学部履修規程

制 定 昭和 47 年 4 月 1 日
最近改正 平成 29 年 4 月 1 日

第1条 この規程は大阪市立大学学則第 19 条の3及び第 24 条の規定に基づき、各授業科目及びその単位数、履修方法、単位の計算方法及び学習の評価方法について必要な事項を定めるものである。

(学科及びコース)

第2条 本学部は次表の3学科及びコースを置く。

食 品 栄 養 学 科	
居 住 環 境 学 科	
人 間 福 祉 学 科	心 理 臨 床 コース 社 会 福 祉 コース

(人材養成目的)

第3条 本学部は、「健康」「環境」「福祉」を基礎概念として食品栄養科学科、居住環境学科、人間福祉学科の3学科を置き、現代社会の生活問題を学際的、複合的に学習することにより、生活や社会の問題に関する意識を醸成し、問題解決の理論的、実践的知識と能力をもつことのできる人材を養成する。

各学科の人材養成目的は次の通りである。

【食品栄養科学科】

本学科は、人々の食と栄養に関わる学際的教育、具体的には、官公庁における公衆衛生・公衆栄養施策の立案の立場から、学校や病院における栄養教育や臨床現場での個々人に対する栄養指導、さらには企業における新たな食材・食品や食生活スタイルの開発や食の安全確保にまで幅広く対応できる基礎力を培う教育を行い、健康で真に豊かな食生活の創造に貢献できる優れた科学的思考力と実践力を併せ持つ人材を養成する。

【居住環境学科】

本学科は、快適で健全な居住環境の創造とその生活者への提供をめざし、生活用品や生活機器、インテリアから住宅、居住地、都市空間といった日常生活を取り巻く物的環境に関するデザイン理論や計画、設計、管理に関する理論と技術を習得し、応用しうる人材を養成する。

【人間福祉学科】

本学科は、高齢者・障害者・子ども・女性をはじめ、人間のウェルビーイングを研究テーマとして、行政機関・福祉施設・医療施設・心理施設・教育施設・コミュニティなど国内外のさまざまな実践現場で活躍できる人材を養成する。具体的には、社会福祉士に必要な基礎能力や心理学および臨床心理学に関する専門的な知識や技能を培う。

(在学年限)

第4条 本学部の在学年限は、8年とする。

(単位制)

第5条 本学では、単位制が採用されている。単位は、授業科目を履修し、試験に合格することによって与えられる。

(単位の算定基準)

第6条1 講義・演習科目は 15 時間から 30 時間の授業をもって1単位とし、科目によってその基準は異なる。

2 実験・実習科目は 30 時間から 45 時間の授業をもって1単位とし、科目によってその基準は異なる。

(授業科目)

第7条 授業科目は全学共通科目(総合教育科目、基礎教育科目、外国語科目、健康・スポーツ科学科目)及び専門教育科目からなる。なお、専門教育科目は入学年度の生活科学部履修概要に基づくが、科目の変更等が生じた場合は別途周知する。

(卒業必要単位数)

第8条 卒業に必要な単位数は、次表に示す単位数の修得が必要である。

科目別 単位数 学科別	全 学 共 通 科 目						専 門 教 育 科 目				計
	(a) 科目 総合 教育 A・B	(b) 科目 基礎 教育	(c) 科目 外国 語	(d) 科目 健康・ スポーツ 科学	(e) 科目 その他	計	必修 科目	選択 科目	自由 選択 科目	計	
食品栄養科学科	14 (内2単位は地域志向系科目を履修)	23	10	0	0	47	66	29	0	95	142
居住環境学科	14 (内2単位は地域志向系科目を履修)	18	10	0	0	42	68	18	0	86	128
人間福祉学科	32 (内2単位は地域志向系科目を履修)		10	0	0	42	14	72	0	86	128

(履修方法)

第9条 履修方法は、次の定めるところにより行う。

- 1 全学共通科目の履修方法は、全学共通科目シラバス・履修案内及び生活科学部履修概要に定めるところによる。
- 2 専門教育科目の履修方法は、生活科学部履修概要及び生活科学部各学科シラバス(講義概要)に定めるところによる。
- 3 他学部の科目を履修する場合は所定の手続き(相互教員の了解および学部長依頼など)を経て履修することができる。
- 4 障害を有する学生が受講等について要望ある場合は、学部教務担当に申し出ること。
- 5 一度合格して単位を得た科目は、再び履修できない。

(履修手続)

第10条 履修手続は、次の定めるところにより行う。

- 1 履修登録
毎学期始めに履修を希望する授業科目について所定の期日までに各自履修登録を行うこと。所定の期日は別途周知する。
- 2 履修登録内容確認
登録内容確認は、所定の期日までに行うこと。所定の期日は別途周知する。
- 3 履修登録修正手続き
登録内容を確認し、修正がある場合は所定の期日までに修正すること。なお、所定の期日以降の修正は認めない。時間割上重複した科目、エラー修正がない場合及び履修登録をしない科目はその学期に履修することはできない。
- 4 休学者が復学したときの手続き

休学者が復学した場合は、履修登録をすることができる。ただし、復学の期日によっては、単位の修得ができない場合があるので問い合わせること。

（履修認定）

第 11 条 履修認定は、試験によるものとし、これに合格した者に対し所定の単位を与えるものとする。ただし、科目により平常の成績または報告書等によって認定することがある。

（試 験）

第 12 条 試験は、原則として前期・後期授業終了後に行う。ただし、特別の事情があるときは適当な時期に行うことがある。

1 定期試験

定期試験は、前期授業終了後と後期授業終了後に実施する。ただし、授業科目担当者によっては、繰り上げて実施することもある。また、試験を行わず、報告書または平常の成績を定期試験の代わりとする場合もある。

2 不正行為の取扱いについて

不正行為を行った場合、教授会の審議を経て学部長がその意見を聴いたうえで当期の全科目の履修を無効とする。

3 追試験

① 全学共通科目

定期試験の際、病気その他やむを得ない事情により受験できなかった者に対し、基礎教育科目、外国語科目に限り、追試験を行うことがある。この場合は、試験終了後1週間以内に欠席の理由を明記した追試験願(病気の場合は医師の診断書、その他の事由のときは適当な証明書を添付すること)を学部教務担当に提出しなければならない。

追試験の詳細は、定期試験前に周知する。

なお、追試験の該当者・実施期日等は定期試験終了後に周知する。

② 専門教育科目

定期試験の際、病気その他やむを得ない事情により受験できなかった者に対し、追試験を行うことがある。この場合は、試験期間終了後1週間以内に欠席の理由を明記した追試験願(病気の場合は医師の診断書、その他の事由のときは適当な証明書を添付すること)を、学部教務担当に提出しなければならない。

なお、追試験の該当者・実施期日等は各授業担当者より通知する。

4 再試験

専門教育科目について、授業担当者が受講生への十分な学習指導を行ったうえで再試験実施を可と認めた不合格科目は、再試験を受けることができる。再試験で合格した場合の成績はCとする。

（成 績）

第 13 条 1 科目の成績は、合格科目を「AA・A・B・C・合格」、不合格科目を「F」で表し、成績通知書で学生に通知する

AA:100点～90点 A:89点～80点 B:79点～70点 C:69点～60点 F:59点以下

2 学生は、当該期の成績評価について、「大阪市立大学における成績評価異議申立に関する規程」に則り、学部長へ異議を申し立てることができる。

（卒業論文または制作）

第 14 条 1 卒業論文等は、卒業年度の1月末日までに指導教員を通じて学部教務担当へ提出しなければならない。ただし、当日が休日のときはその前日または前々日とする。

2 9月卒業を希望する場合は、卒業論文等を卒業を希望する年の7月末日までに指導教員を通じて学部教務担当へ提出しなければならない。ただし、当日が休日のときはその前日または前々日とする。

（卒業認定）

第 15 条 1 卒業認定は、4年以上在学し、各学科(コース別)の所定の単位以上を修得した者につき、毎学年度末教授会において行う。

2 9月卒業は、4年以上在学し、各学科(コース別)の所定の単位以上を修得した者が、願い出により9月末日をもって卒業することができる。9月卒業の認定は、9月教授会において決定する。9月卒業を希望する者は、卒業を希望する年の7月末日までに9月卒業認定願を

学部教務担当に届け出なければならない。

(学位の取得)

第 16 条 卒業を認定された者は学士(生活科学)の学位を授与される。

(コースの決定)

第 17 条 人間福祉学科のコース決定は、1回生終了時に行う。ただし、いずれかのコース希望者が 30 名を超える場合は、1回生時の成績によって選考する。選考基準については別途定める。

(進級の条件)

第 18 条 2回生から3回生へ進級するにあたり、入学から2年以上在学して、次に示す単位数の修得が必要である。

〔食品栄養科学科〕 原則として基礎教育科目 8 単位以上かつ外国語科目 8 単位以上を修得すること。

〔居住環境学科〕 原則として基礎教育科目 8 単位以上かつ外国語科目 8 単位以上を修得すること。

〔人間福祉学科〕 原則として総合教育科目 8 単位以上かつ外国語科目 8 単位以上を修得すること。

備考)入学後4年の在学期間に進級条件を満たせない者は、除籍されることがある。

(既修得単位等の認定)

第 19 条 1 大学もしくは短期大学(外国の大学もしくは短期大学を含む。)を卒業又は中途退学し、新たに1年次に入学した者の既修得単位については、30 単位を超えない範囲で認定することがある。単位の認定を申請する場合は、入学手続後遅滞なく申し出ること。

2 外部試験の資格取得者は、6 単位を超えない範囲で、所定の語学(英語)の単位として認定することがある。詳細及び申請時期については別途定める。

3 海外語学講習会の研修を受けた者は、所定の語学の単位を得たものとして認定することがある。詳細及び申請時期については別途定める。

4 本学が学術交流協定を締結している協定校に留学した者は、30 単位を超えない範囲で、本学で修得した単位として認定することがある。詳細及び申請時期については別途定める。

5 本学が認定した大学等に留学した者は、30 単位を超えない範囲で、本学で修得した単位として認定することがある。詳細及び申請時期については別途定める。

6 単位認定申請の手続きについては、申し出があった際に指示する。なお、申請の申し出が遅れた場合、認定できないことがあるので注意すること。

(その他)

第 20 条 この規程について必要な事項は、教授会の審議を経て、学部長がその意見を聴いたうえで定める。

附 則 この規程は、昭和 47 年4月1日から施行する。

附 則 1. この改正規程は、平成 29 年4月1日から施行する。

2. 平成 29 年3月 31 日以前の入学者の卒業必要単位数及び履修は、入学年度の規定によるものとする。

試験での不正行為に関する取扱い規程(抜粋)

(趣 旨)

第1条 この規程は、生活科学部履修規程第12条の2の規定に基づき、試験での不正行為の取扱いに関し必要な事項を定める。

(試験の定義)

第2条 この規程に関する試験とは、講義、実験、実習、演習において次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 定期試験
- (2) 小テスト
- (3) 成績評価の対象となるレポート・課題
- (4) 集中講義科目の試験・小テスト・成績評価の対象となるレポート・課題

(不正行為の定義)

第3条 試験における不正行為とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 持込の許可を受けない、書籍、ノート、紙片及び器具等を持ち込むこと
- (2) あらかじめ机、筆記用具等へ書き込みをすること
- (3) 他の受験生の答案の一部または全部を書き写すこと
- (4) 他の受験生の答案を故意にのぞき見すること
- (5) 配布された答案用紙以外の用紙を用いること
- (6) 答案用紙をすり替えること。又は、すり替えさせること
- (7) 本人に代わって受験、実験、実習すること。又は、行わさせること
- (8) レポート試験において、他人の著作物(印刷物及びウェブ上の情報を含む)や他の受験生のレポートを盗用すること
- (9) その他、前各号に準ずる行為

(処 分)

第5条 試験において、第3条に規定する不正行為を行った場合は、次のとおり処置する。

全学共通科目及び専門教育科目(他学部の専門科目を含む。以下同じ)の試験において不正行為を行った場合は、当該該当科目についてその成績を無効とし、それ以外のその学期に履修した全学共通科目及び専門教育科目のすべてを履修取消とする。

なお、通年開講科目等の試験での不正行為については、次のとおりとする。

- ①前期及び後期に試験がある科目で、前期試験において不正行為を行った者については、当該科目の学年成績及び前期のすべての成績を処置対象とし、当該科目の後期試験は受験させない。
- ②前期及び後期に試験がある科目で、後期試験において不正行為を行った者については、後期のすべての成績を処置対象とする。
- ③後期にのみ試験がある場合、後期のすべての成績を処置対象とする。
- ④集中講義科目で開講が前期及び後期に渡る場合は、通年開講科目とする。

II 履修上の注意事項

1. 食品栄養科学科

(1) 卒業するのに必要な単位数

全学共通科目シラバス・履修案内「全学共通科目一覧表」及び「(6) 専門教育科目一覧表」から、次表に示す単位数以上を修得すること。

科目別	全学共通科目					専門教育科目			合計
	(a) 総合教育科目 A・B	(b) 基礎教育科目	(c) 外国語科目	(d) 健康・スポーツ 科学科目	(e) その他科目	必修科目	選択科目	自由選択科目	
卒業必要単位数	14 (内2単位は地域志向系科目を履修)	23	10	0	0	66	29	0	142
	47					95			

(2) 進級するのに必要な単位数

原則として基礎教育科目(下記(3)の(b))8 単位以上かつ外国語科目(下記(3)の(c))8 単位以上を修得すること。

(3) 全学共通科目履修上の注意事項(「全学共通科目シラバス・履修案内」に従うこと。)

・基礎教育科目、外国語科目、健康・スポーツ科学科目を1・2回生で履修することを原則とする。

(a) 総合教育科目A・B(14 単位以上)

・1回生のみ履修制限を実施する。年間5科目(前期は3科目)まで履修できる。前期に修得できなかった科目数は後期に履修登録することができる。ただし、「情報基礎」、「情報の探索と利用」、「プログラミング入門」、「現代社会と健康」は制限から除く。

・本学において、地域を志向する全学的な教育事業が推進されていることから、地域志向系科目を1科目以上履修し、2単位を修得すること。

・「大学コンソーシアム大阪(センター科目)」で修得した単位については、総合教育科目Bの単位として認定する。年間2科目まで履修登録することができる。

・「インターネット講義」、「大阪府立大学・大阪商業大学との単位互換」の単位認定等は「全学共通科目シラバス・履修案内」に従うこと。

(b) 基礎教育科目(23 単位以上)

必修科目(7単位) 次表の科目を履修し、単位を修得すること。

入門物理学実験	基礎化学実験Ⅰ	生物学実験B
---------	---------	--------

選択必修科目(16 単位以上) 次表から必要単位数以上を修得すること。

基礎数学A	基礎分析化学	生物学概論A
入門物理学Ⅰ(もしくは基礎物理学Ⅰ-E)	基礎物理化学A	生物学概論B
入門物理学Ⅱ(もしくは基礎物理学Ⅱ-E)	基礎物理化学B	生物学概論D

・入門物理学Ⅰ・Ⅱは、高等学校で物理を履修しなかった者のみ対象。高等学校で物理を履修した者は基礎物理学Ⅰ-E・Ⅱ-Eを履修すること。

(c) 外国語科目(10 単位以上)

英語6単位、新修外国語(英語以外の外国語)4単位を修得すること。

(ア) 英語の必修科目 次表の科目を履修し、単位を修得すること。

College EnglishⅠ	College EnglishⅡ	College EnglishⅢ	College EnglishⅣ	College EnglishⅤ	College EnglishⅥ
------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

- ・別途掲示によりクラスを決定する。
 - ・Advanced College English (ACE) は外国語科目の必修科目以外の科目となり、修得すれば全学共通科目の「(e) その他科目」の単位となる。
 - ・外部試験結果 (TOEFL・TOEIC・英検) に基づく単位認定の詳細については、「外部試験結果 (TOEFL・TOEIC・英検) に基づく英語の単位認定について」に従うこと。
- (イ) 新修外国語 (英語以外の外国語)
- ・「ドイツ語」、「フランス語」、「中国語」、「ロシア語」、「朝鮮語」の5科目のうちから1科目を選択し、基礎1・2、3、4の計4単位を修得すること。それ以外は外国語科目単位とならない。
 - ・新修外国語のクラス分けは、「全学共通科目シラバス・履修案内」で指定されているクラスで履修すること。
- (ウ) 外国人留学生の外国語科目履修上の注意事項
- ・外国人留学生は、英語を必修とし、新修外国語として「ドイツ語」、「フランス語」、「中国語」、「ロシア語」、「朝鮮語」、「日本語」の6科目のうちから1科目選択すること。(母国語を除く。英語が母国語の場合は、英語を除く6科目の中から2科目選択すること。)
- (d) 健康・スポーツ科学科目 (0単位以上)
- ・健康・スポーツ科学実習については、半期に2単位以上を修得することは出来ない。
 - ・健康・スポーツ科学実習は、原則として同コースを2回履修することは出来ない。
 - ・「健康管理Ⅰ」は、健康上の事由により、実習の履修が困難と認められる者のみ履修できる。
- (e) その他科目 (0単位以上)
- (a)～(d)の科目のうち、必要単位数を超えて履修した科目を指す。
- (4) 専門教育科目履修上の注意事項
- 「(7) 専門教育科目一覧表」(以下、一覧表という) から必要単位数以上を修得すること。
- 必修科目 (66 単位)
- 一覧表「必修／選択」欄の「◎」を指す。〔学科で指定している授業科目のうち必ず修得しなければならない科目〕
- 「◎」の科目の単位を全て修得すること。
- 選択科目 (29 単位以上)
- 一覧表「必修／選択」欄の「○」を指す。〔学科で指定している授業科目から選択して履修できる科目〕「○」の科目から必要単位数以上修得すること。なお、選択科目であっても資格取得に必要な科目があるので「Ⅳ教育職員免許状の取得について」及び「Ⅴ各種免許取得について」を確認のうえ履修すること。
- 自由選択科目 (単位は認められるが、卒業するのに必要な単位数には認められない)
- 次の科目を指す。
- ①他学科提供の生活科学部専門教育科目
 - ②教職関係科目 (「Ⅳ 教職関係科目表」に示している科目)
 - ③他学部で履修した科目
 - ④QOLプロモーター養成関係科目 (「ⅢQOLプロモーター養成関係科目表」に示している当該学科以外の科目)
 - ⑤大学コンソーシアム大阪 (教職に関する科目) で履修した科目
 - ⑥「基礎文章力向上セミナー」
- 臨地実習の履修条件
- 免許や資格を取得するためには、臨地実習を履修しなければならないが、その実習に対応した知識や技能が要求される。そのため、学外施設での臨地実習を履修する要件となる科目の単位を事前、もしくは同時期に取得していなければ、原則実習を受けることはできない。(「Ⅴ. 各種免許取得について」の1 栄養士免許証の取得 表3 を参照)
- (5) 保険加入について
- ・学生教育研究災害傷害保険・付帯賠償責任保険あるいはそれと同等の保険に必ず加入すること。保険に加入していない場合、履修できない科目がある。詳しくは「生活科学部における保険加入の注意事項」を参照すること。
- (6) 副専攻について
- ・所属学科の履修 (主専攻) に支障のない範囲で、副専攻を履修することができる (副専攻ガイド冊子を別途参照のこと)。
- (7) 実習費について
- 実習受講にあたって材料購入費などの経費 (実費) が必要になることがある。

(7)専門教育科目一覧表

食 品 栄 養 科 学 科

表の見方

①「担当者」欄の()は非常勤講師を指す。

②「単位数」欄の「実」は実習又は実験を、「演」は演習を、数字のみは講義を示す。

③「標準履修年次」欄で当該年次に達しない学生はその科目を履修することはできない。

④「必修／選択」欄の「◎」は必修科目、「○」は選択科目を指す。

授 業 科 目	担当者	単位数	標準履修年次				必修・ 選択	備 考
			I	II	III	IV		
専門基礎科目								
生活科学演習	岡田進	2	○				○	
食品栄養科学概論	福村・佐伯・増田・ 西川・羽生・由田・ 市川・古澤・小島・ 金・上田由・安井・ 中台・早見	2	○				◎	
食品基礎化学	増田	2	○				◎	
食品有機化学	増田	2		○			◎	
解剖生理学	羽生	2		○			◎	
生化学Ⅰ	市川	2		○			◎	
生化学Ⅱ	佐伯	2		○			◎	
微生物学	金・中台	2		○			◎	
食品機能化学	増田	2		○			◎	
調理科学	(山下)	2		○			○	
食品衛生学	中台・西川・古澤	2		○			○	
公衆衛生学	中台・西川・(未定)	2	○				◎	
病態生理学	羽生	2		○			◎	
生体防御学	中台	2		○			○	
社会保健学	(那須)・(久藤) (木村)	2		○			○	
栄養生命情報学	金	2		○			○	
食品学	(栢野)	2		○			◎	
食品プロセス科学	小島	2		○			○	
調理学実習	(山口静)	実 2		○			◎	
分子栄養学	(山地)	2			○		○	
専門科目								
応用栄養学Ⅰ	福村	2	○				◎	
応用栄養学Ⅱ	福村	2			○		◎	
応用栄養学Ⅲ	小島	2			○		◎	
応用栄養学実習	福村	実 1			○		◎	
栄養生理学	佐伯	2			○		◎	
栄養教育プログラミング論	早見	2			○		◎	
栄養教育カウンセリング論	上田由・早見	2			○		○	
栄養教育論実習Ⅰ	早見	実 1			○		○	
栄養教育論実習Ⅱ	早見	実 1			○		○	
食品栄養情報学	古澤・早見	2		○			○	
臨床栄養学Ⅰ	羽生	2			○		◎	
臨床栄養学Ⅱ	安井	2			○		◎	
臨床栄養学実習	安井・(竹山)・(萩原)	実 1			○		○	

授 業 科 目	担当者	単位数	標準履修年次				必修・ 選択	備 考
			I	II	III	IV		
臨床栄養アセスメント実習	安井	実 1				○	○	
臨床栄養ベッドサイド実習	安井	実 1				○	○	
病態栄養学Ⅰ	小島	2		○			◎	
病態栄養学Ⅱ	安井	2			○		◎	
公衆栄養学Ⅰ	由田	2			○		◎	
公衆栄養学Ⅱ	由田・(荒井)	2			○		○	
公衆栄養学実習Ⅰ	由田・福村	実 1			○		○	
公衆栄養学実習Ⅱ	由田・(諸岡)	実 1			○		○	
公衆栄養臨地実習	由田・福村	実 1				○	○	
給食経営管理論Ⅰ	(尾立)	2			○		○	
給食経営管理論Ⅱ	上田由・(萩)	2			○		◎	
給食経営管理実習	上田由	実 1			○		○	
給食経営管理臨地実習	上田由	実 1			○		○	
学校栄養教育論	上田由・小島 福村・早見・ (安藤)・(宮本)	2			○		○	
学校栄養教育実践論	(蜂須賀)・(安藤) (日下)・(永井)	2			○		○	
微生物学実験	金	実 1			○		◎	
解剖生理学実験	羽生・佐伯・金	実 1			○		◎	
生化学実験	市川	実 1			○		◎	
公衆衛生学実験	中台・西川	実 1			○		◎	
食品学実験	増田	実 1			○		◎	
食品衛生学実験	古澤	実 1			○		◎	
食品加工学実験	(秋山)	実 1			○		◎	
栄養科学実験	小島	実 1			○		◎	
栄養生理学実験	佐伯・金	実 1			○		◎	
基礎演習	福村・佐伯・増田・ 西川・羽生・由田・ 市川・古澤・小島・ 金・上田由・安井・ 中台・早見	演 2				○	◎	
総合演習	早見・由田・小島 上田由・福村・安井	演 2				○	○	
卒業論文	福村・佐伯・増田・ 西川・羽生・由田・ 市川・古澤・小島・ 金・上田由・安井・ 中台・早見	8				○	◎	
必修							66	
選択							40	
総単位数 合計							106	

2. 居住環境学科

(1) 卒業するのに必要な単位数

全学共通科目シラバス・履修案内「全学共通科目一覧表」及び(7)「専門教育科目一覧表」から、[(7)学習・教育目標]に従い、次表に示す単位数以上を修得すること。

科目別	全学共通科目					専門教育科目			合計
	(a) 総合教育科目 A・B	(b) 基礎教育科目	(c) 外国語科目	(d) 健康・スポーツ 科学科目	(e) その他科目	必修科目	選択科目	自由選択科目	
卒業必要単位数	14 (内2単位は地域志向系科目を履修)	18	10	0	0	68	18	0	128
	42					86			

(2) 進級するのに必要な単位数

原則として基礎教育科目 8 単位以上かつ外国語科目(下記(3)の(c))8 単位以上を修得すること。

(3) 全学共通科目履修上の注意事項(「全学共通科目シラバス・履修案内」に従うこと。)

外国語科目を1・2回生で履修することを原則とする。その他の科目は低学年での履修が望ましい。

(a) 総合教育科目 A・B (14 単位以上)

- ・1回生のみ履修制限を実施する。年間8科目(前期は4科目)まで履修できる。前期に修得できなかった科目数は後期に履修登録することができる。ただし、「情報基礎」、「情報の探索と利用」、「プログラミング入門」は制限から除く。
- ・本学において、地域を志向する全学的な教育事業が推進されていることから、地域志向系科目を1科目以上履修し、2単位を修得すること。
- ・「大学コンソーシアム大阪(センター科目)」で修得した単位については、総合教育科目Bの単位として認定する。年間2科目まで履修登録することができる。
- ・「インターネット講義」、「大阪府立大学・大阪商業大学との単位互換」の単位認定等は「全学共通科目シラバス・履修案内」に従うこと。

(b) 基礎教育科目 (18 単位以上)

・必修科目

次の科目を履修し、単位を修得すること。

図形科学 I	図形科学 II
--------	---------

・その他の注意事項

次の科目は、どちらか一方のみを卒業単位にできる。

- ・「解析 I」と「基礎数学 A」
- ・「線形代数 I」と「基礎数学 B」
- ・「一般地球学 A-I」と「一般地球学 B-I」
- ・「一般地球学 A-II」と「一般地球学 B-II」
- ・「基礎物理学 I-E」と「入門物理学 I」
- ・「基礎物理学 II-E」と「入門物理学 II」

(c) 外国語科目 (10 単位以上)

英語6単位、新修外国語(英語以外の外国語)4単位を修得すること。

(ア) 英語の必修科目 次表の科目を履修し、単位を修得すること。

College English I	College English II	College English III
College English IV	College English V	College English VI

- ・別途掲示によりクラスを決定する。
- ・Advanced College English (ACE) は外国語科目の必修科目以外の科目となり、修得すれば全学共通科目の「(e) その他科目」の単位となる。
- ・外部試験結果 (TOEFL・TOEIC・英検) に基づく単位認定の詳細については、「外部試験結果 (TOEFL・TOEIC・英検) に基づく英語の単位認定について」に従うこと。

(イ) 新修外国語 (英語以外の外国語)

- ・「ドイツ語」、「フランス語」、「中国語」、「ロシア語」、「朝鮮語」の5科目のうちから1科目を選択し、基礎Ⅰ・Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの計4単位を修得すること。それ以外は外国語科目単位とならない。
- ・新修外国語のクラス分けは、「全学共通科目シラバス・履修案内」で指定されているクラスで履修すること。

(ウ) 外国人留学生の外国語科目履修上の注意事項

- ・外国人留学生は、英語を必修とし、新修外国語として「ドイツ語」、「フランス語」、「中国語」、「ロシア語」、「朝鮮語」、「日本語」の6科目のうちから1科目選択すること。(母国語を除く。英語が母国語の場合は、英語を除く6科目の中から2科目選択すること。)

(d) 健康・スポーツ科学科目 (0単位以上)

- ・健康・スポーツ科学実習については、半期に2単位以上を修得することは出来ない。
- ・健康・スポーツ科学実習は、原則として同コースを2回履修することは出来ない。
- ・「健康管理Ⅰ」は、健康上の事由により、実習の履修が困難と認められる者のみ履修できる。

(e) その他科目 (0単位以上)

- (a) ～ (d) の科目のうち、必要単位数を超えて履修した科目を指す。

(4) 専門教育科目履修上の注意事項

「(8) 専門教育科目一覧表」(以下、一覧表という) から必要単位数以上を修得すること。

■ 必修科目 (74 単位)

一覧表「必修／選択」欄の「◎」を指す。〔学科で指定している授業科目のうち必ず修得しなければならない科目〕

「◎」の科目の単位を全て修得すること。

■ 選択科目 (14 単位以上)

一覧表「必修／選択」欄の「○」を指す。〔学科で指定している授業科目から選択して履修できる科目〕

「○」の科目から 14 単位以上修得すること

■ 自由選択科目 (単位は認められるが、卒業に必要な単位数には認められない)

次の科目を指す。

- ① 他学科提供の生活科学部専門教育科目
- ② 教職関係科目 (「Ⅳ 教職関係科目表」に示している科目)
- ③ 他学部で履修した科目
- ④ QOL プロモーター養成関係科目 (「Ⅲ QOL プロモーター養成関係科目表」に示している当該学科以外の科目)
- ⑤ 大学コンソーシアム大阪 (教職に関する科目) で履修した科目
- ⑥ 「基礎文章力向上セミナー」

■ 各科目の出席日数が 2/3 に満たない場合は、原則として試験を受ける資格がないものとする。

(5) 保険加入について

・学生教育研究災害傷害保険・付帯賠償責任保険あるいはそれと同等の保険に必ず加入すること。
保険に加入していない場合、履修できない科目がある。詳しくは「生活科学部における保険加入の注意事項」を参照すること。

(6) 副専攻について

・所属学科の履修(主専攻)に支障のない範囲で、副専攻を履修することができる(副専攻ガイド冊子を別途参照のこと)。

(7) 学習・教育到達目標

【基礎的素養】

(A) 生活と社会、文化、環境に関する総合的理解と、バランスのとれた判断力

(A1) 社会・文化・環境に関する基礎的な知識と理論を理解している

(A2) 社会・文化・環境と生活との関係について、体系的に理解している

(A3) 住居・建築の技術が、生活や社会・文化・環境などへ与える影響について理解している

(B) 住宅・環境・建築技術者に必要な自然科学や情報技術の知識・理解力

(B1) 数学・物理学・地学等に関する基礎的知識をもち理解している

(B2) コンピュータを操作し、基礎的な情報処理を行う能力をもっている

【専門能力】

(C) 生活・居住空間に関する幅広く深い理解と高度な計画能力

(C1) 住宅・建築の構造、設備、安全に関する基礎的知識と評価能力をもっている

(C2) 住宅・建築や地域の特性についての基礎的知識をもっている

(C3) 生活と空間の関係についての基礎的知識と評価能力、計画能力をもっている

(C4) 人の生活や行動、意識、コミュニティについて基礎的能力をもっている

(D) 住宅、建築、地域環境の技術および関連分野の技術に関する知識と応用能力

(D1) 求められる生活や機能を空間的に整理し、表現することができる

(D2) 構造物に必要な構造、強度、性能、材料を想定することができる

(D3) 空間の物理環境とその人間への影響を客観的に把握し、伝達することができる

(D4) 住宅、建築、地域環境の適切な形成・運用に必要な周辺領域の知識をもっている

(E) 快適で美的な空間を設計し、デザインするため創造的能力

(E1) 建築図面の各種記号、表記方法を理解し、表現することができる

(E2) 求められる生活や機能を住宅や建築、地域の空間として表現することができる

(E3) 文化や地域性、美的感覚を空間デザインとして表現することができる

【実務能力】

(F) 居住空間・環境における課題を発見し、与条件のもとで企画・立案・実行を行う能力

(F1) 諸条件のもとでの、住宅・施設の企画・設計建設に関する総合的理解と計画能力をもっている

(F2) 課題と解決のための手段・知識を自ら発見し、学習することができる

(G) 共同作業や実務に役立つ論理的プレゼンテーション能力とコミュニケーション能力

(G1) 語学についての基礎的能力をもっている

(G2) 自分のデザインや考えを相手に対して適切かつ論理的に表現することができる

(G3) 共同で作業を進めていく基礎的訓練を受け、能力をもっている

■ 説 明

居住環境学科は、生活者の視点から空間・物・人からなる居住環境を総合的にとらえ、そこでの問

題を解明し解決することで、新たな居住環境を創造・管理する専門的職業人の養成を目的としている。社会の複雑化、多様化、技術の高度化、自然環境の保護などを背景として、居住環境を豊かで環境にも好ましく、適切に形成することが求められている。履修者は、このような理念を理解し、学習・教育目標に基づいて必要な知識や能力を着実に身につけることが期待される。

履修者は、人間生活と社会、文化、環境に関する総合的理解とバランスのとれた判断力(A)をまず獲得した上で、技術者としての基礎的素養である自然科学や情報技術に関する知識と理解力(B)を身につけ、専門分野である居住環境について、居住生活・居住空間に関する幅広く深い理解と計画能力(C)を獲得することが求められる。

さらにこれらを基礎として、住宅、建築、地球環境の技術および関連分野の技術に関して知識と応用能力(D)の獲得や、快適で美的な空間を設計し、デザインするための創造的能力(E)の獲得に進むことが求められる。

学部においては以上の目標を達成するとともに、実務者として活躍していくためには、居住空間・環境における課題を自ら発見し、与条件のもとで企画・立案・実行する能力(F)と、共同作業等の際の論理的プレゼンテーション能力とコミュニケーション能力(G)が不可欠であり、これらの能力を涵養することが必要である。

(8)専門教育科目一覧表

居 住 環 境 学 科

表の見方

①「担当者」欄の()は非常勤講師を指す。

②「単位数」欄の「実」は実習又は実験を、「演」は演習を、数字のみは講義を示す。

③「標準履修年次」欄で当該年次に達しない学生はその科目を履修することはできない。

④「履修／選択」欄の「◎」は必修科目、「○」は選択科目を指す。

授 業 科 目	担当者	単位数	標準履修年次				必修・ 選 択	備 考
			I	II	III	IV		
専門基礎科目								
生活科学演習	岡田進	2	○				○	
居住環境学概論	全教員	2	○				◎	
生活環境科学	土井	2	○				◎	
物理基礎演習	酒井・ファーム	演 2	○				◎	
生活情報学及び実習	永村・ファーム	実 2		○			○	
生活統計学	岡田明	2			○		○	
専門科目								
建築一般構造	渡部	2		○			◎	
構造力学Ⅰ	生田	2		○			◎	
構造力学Ⅱ	渡部	2		○			◎	
建築構造学Ⅰ	土井	2		○			◎	
建築構造学Ⅱ	(辻)・(山浦)	2			○		○	
建築材料学	渡部	2		○			◎	
居住材料学	渡部	2			○		○	
建築施工法	(大淵)	2			○		◎	
色彩学	酒井	2	○				○	
居住環境工学Ⅰ	永村	2		○			◎	
居住環境工学Ⅱ	永村	2		○			○	
建築設備	ファーム	2			○		◎	
生活機器学	岡田明	2			○		○	
人間工学	岡田明	2		○			◎	
感性情報学	酒井	2			○		○	
防災・安全科学	生田	2			○		◎	
インテリア計画学	松下	2		○			◎	
居住福祉工学	上田博	2			○		◎	
都市計画	藤田	2		○			◎	
住居計画学	小池	2		○			◎	
建築計画学	森	2			○		◎	
住居管理・経営論	多治見・(梅本)	2			○		◎	
居住地計画論	藤田	2			○		○	
住文化史Ⅰ	福田	2		○			◎	
住文化史Ⅱ	福田	2			○		○	
住生活論	小伊藤	2	○				◎	
建築・環境法規	(都丸)	2		○			◎	
測量学	(山口)	2			○		○	
居住環境学 学外セミナーⅠ	藤田	演 1	○				○	
居住環境学 学外セミナーⅡ	森	演 1		○			○	
居住環境学 学外セミナーⅢ	福田	演 1			○		○	

授 業 科 目	担当者	単位数	標準履修年次				必修・ 選択	備 考
			I	II	III	IV		
CAD/CGデザイン演習	ファーナム・松下	演 1		○			○	
デザインワークショップ	小池・(松本)	演 1			○		○	
プロダクトデザイン演習	岡田明・西岡・(稻上)	演 1			○		○	
環境システム設計及び実験	永村・ファーナム	実 2			○		○	
感性情報学演習	酒井	演 2			○		○	
基礎デザイン実習	小池・(山根)・(白須)	実 1	○				◎	
基礎設計製図	多治見・(西川)	実 1	○				◎	
設計製図Ⅰ	生田 上田博 (澤村) (長瀬)	実 2		○			◎	
設計製図Ⅱ	小伊藤 福田 松下 (岡本) (加藤)	実 2		○			◎	
設計製図Ⅲ	森 小伊藤 土井 小池 福田 (矢田) (岸上) (広渡) (阿久津)	実 4			○		◎	
設計製図Ⅳ	小池 藤田 森 渡部 (吉井) (山隈) (竹原) (尾鍋) (西田) (山本)	実 2			○		◎	
研究計画演習	藤田 他	演 2			○		◎	
卒業研究	全教員	10				○	◎	
総単位数	合計						102	
	必修						68	
	選択						34	

3. 人間福祉学科

(1) 卒業するのに必要な単位数

全学共通科目シラバス・履修案内「全学共通科目一覧表」及び(6)「専門教育科目一覧表」から、次表に示す単位数以上を修得すること。

科目別	全学共通科目					専門教育科目			合計
	(a) 総合教育科目 A・B	(b) 基礎教育科目	(c) 外国語科目	(d) 健康・スポーツ 科学科目	(e) その他科目	必修科目	選択科目	自由選択科目	
卒業必要単位数	32 (内2単位は地域志向系科目を履修)		10	0	0	14	72	0	128
	42					86			

(2) 進級するのに必要な単位数

原則として総合教育科目8単位以上かつ外国語科目(下記(3)の(c))8単位以上を修得すること。

(3) 全学共通科目履修上の注意事項(「全学共通科目シラバス・履修案内」に従うこと。)

・外国語科目を1・2回生で履修することを原則とする。

(a) 総合教育科目A・B、(b) 基礎教育科目(併せて32単位以上)

- ・(a) 総合教育科目A・Bは1回生のみ履修制限を実施する。年間10科目(前期は5科目)まで履修できる。前期に修得できなかった科目数は後期に履修登録することができる。ただし、「情報基礎」、「情報の探索と利用」、「プログラミング入門」は制限から除く。
- ・本学において、地域を志向する全学的な教育事業が推進されていることから、地域志向系科目を1科目以上履修し、2単位を修得すること。
- ・人権関連科目を履修することが望ましい。
- ・「大学コンソーシアム大阪(センター科目)」で修得した単位については、総合教育科目Bの単位として認定する。年間2科目まで履修登録することができる。
- ・「インターネット講義」、「大阪府立大学・大阪商業大学との単位互換」の単位認定等は「全学共通科目シラバス・履修案内」に従うこと。

(c) 外国語科目(10単位以上)

英語6単位、新修外国語(英語以外の外国語)4単位を修得すること。

(ア) 英語の必修科目 次表の科目を履修し、単位を修得すること。

College English I	College English II	College English III	College English IV	College English V	College English VI
-------------------	--------------------	---------------------	--------------------	-------------------	--------------------

・別途掲示によりクラスを決定する。

・Advanced College English(ACE)は外国語科目の必修科目以外の科目となり、修得すれば全学共通科目の「(e) その他科目」の単位となる。

・外部試験結果(TOEFL・TOEIC・英検)に基づく単位認定の詳細については、「外部試験結果(TOEFL・TOEIC・英検)に基づく英語の単位認定について」に従うこと。

(イ) 新修外国語(英語以外の外国語)

・「ドイツ語」、「フランス語」、「中国語」、「ロシア語」、「朝鮮語」の5科目のうちから1科目を選択し、基礎1・2、3、4の計4単位を修得すること。それ以外は外国語科目単位とならない。

・新修外国語のクラス分けは、「全学共通科目シラバス・履修案内」で指定されているクラスで履修すること。

(ウ)外国人留学生の外国語科目履修上の注意事項

- ・外国人留学生は、英語を必修とし、新修外国語として「ドイツ語」、「フランス語」、「中国語」、「ロシア語」、「朝鮮語」、「日本語」の6科目のうちから1科目選択すること。(母国語を除く。英語が母国語の場合は、英語を除く6科目の中から2科目選択すること。)

(d)健康・スポーツ科学科目(0単位以上)

- ・健康・スポーツ科学実習については、半期に2単位以上を修得することは出来ない。
- ・健康・スポーツ科学実習は、原則として同コースを2回履修することは出来ない。
- ・「健康管理Ⅰ」は、健康上の事由により、実習の履修が困難と認められる者のみ履修できる。

(e)その他科目(0単位以上)

- (a)～(d)の科目のうち、必要単位数を超えて履修した科目を指す。

(4)専門教育科目履修上の注意事項

「(7)専門教育科目一覧表」(以下、一覧表という)から必要単位数以上を修得すること。
専門基礎科目は1回生で受講すること。

■必修科目(14単位)

一覧表「履修コース」欄の「◎」を指す。[学科(コース別)で指定している授業科目のうち必ず修得しなければならない科目]
「◎」の科目の単位を全て修得すること。

■選択科目(72単位以上)

一覧表「履修コース」欄の「○」を指す。[学科(コース別)で指定している授業科目から選択して履修できる科目]
「○」から72単位以上修得すること。

■自由選択科目(単位は認められるが、卒業に必要な単位数には認められない)

次の科目を指す。

- ①履修コース以外の生活科学部専門教育科目
- ②教職関係科目(「Ⅳ 教職関係科目表」に示している科目)
- ③他学部で履修した科目
- ④QOLプロモーター養成関係科目(「ⅢQOLプロモーター養成関係科目表」に示している当該学科以外の科目)
- ⑤大学コンソーシアム大阪(教職に関する科目)で履修した科目
- ⑥「基礎文章力向上セミナー」

(5)保険加入について

- ・学生教育研究災害傷害保険・付帯賠償責任保険あるいはそれと同等の保険に必ず加入すること。保険に加入していない場合、履修できない科目がある。詳しくは「生活科学部における保険加入の注意事項」を参照すること。

(6)副専攻について

- ・所属学科の履修(主専攻)に支障のない範囲で、副専攻を履修することができる(副専攻ガイド冊子を別途参照のこと)。

(7)専門教育科目一覧表

人 間 福 祉 学 科

表の見方

①「担当者」欄の()は非常勤講師を指す。

②「単位数」欄の「実」は実習又は実験を、「演」は演習を、数字のみは講義を示す。「＊」の実習は講義とともに履修すること。

③「標準履修年次」欄で当該年次に達しない学生はその科目を履修することはできない。

④「履修コース」欄の「◎」は必修科目、「○」は選択科目を指す。「／」は履修不可科目である。

授 業 科 目	担当者	単位数	標準履修年次				履修コース		受験資格	備 考
			I	II	III	IV	心理 臨床	社会 福祉	社会 福祉士	
専門基礎科目										
生活科学演習	岡田進	2	○				○	○		
人間福祉学概論	松木 他	2	○				◎	◎		
専門科目										
発達臨床心理学	長濱	2		○			○	○		
生涯発達心理学Ⅰ	長濱	2	○				○	○		
生涯発達心理学Ⅱ	後藤	2	○				○	○		
生涯発達心理学Ⅲ	篠田	2		○			○	○		
人間関係の心理学	三船	2	○				○	○		
教育方法学	中井	2		○			○	○		
家族社会学Ⅰ	松木	2		○			○	○	○	
家族関係学	(要田)	2		○			○	○		家庭科
ワークライフバランス政策論Ⅰ	服部	2		○			○	○		
カウンセリング	後藤・(小林)	2			○		○	○		
心理アセスメント	篠田	* 2		○			○	○		
人格心理学	長濱	2			○		○	○		
心理面接論	後藤・(原)	2	○				○	○		
心理統計法	(毛)	2		○			○	○		
医学概論	大西	2	○				○	○	○	
コミュニティ臨床心理学	三船	2			○		○	○		
子ども学	中井	2		○			○	○		
教育臨床学Ⅰ	中井	2	○				○	○		
教育臨床学Ⅱ	中井	2			○		○	○		
社会福祉原理論	岩間	2	○				○	○	○	
社会福祉学	岡田進	2	○				○	○	○	
児童福祉論	中島	2		○			○	○	○	
地域福祉論Ⅰ	野村	2			○		○	○	○	
地域福祉論Ⅱ	野村	2			○		○	○	○	
ソーシャルワーク原論Ⅰ	岩間	2		○			○	○	○	
ソーシャルワーク原論Ⅱ	岩間	2		○			○	○	○	
ソーシャルワーク論Ⅰ	鶴浦	2			○		○	○	○	
ソーシャルワーク論Ⅱ	野村	2			○		○	○	○	
ソーシャルワーク論Ⅲ	清水	2				○	○	○	○	
ソーシャルワーク論Ⅳ	岡田進	2				○	○	○	○	
介護学	(沖田)	2			○		○	○	○	
生活経済学	服部	2		○			○	○		家庭科
ワークライフバランス政策論Ⅱ	服部	2	○				○	○		
社会保障論Ⅰ	所	2		○			○	○	○	
社会保障論Ⅱ	服部	2		○			○	○	○	
公的扶助論	所	2		○			○	○	○	
家族社会学Ⅱ	松木	2		○			○	○		
福祉社会学Ⅰ	松木	2			○		○	○		
福祉社会学Ⅱ	松木	2			○		○	○		

授 業 科 目	担当者	単位数	標準履修年次				履修コース		受験資格	備 考
			I	II	III	IV	心理 臨床	社会 福祉	社会 福祉士	
地域社会学	野村	2				○	○	○	○	
共生社会論	大西	2			○		○	○		
福祉システム学Ⅰ	大西	2		○			○	○		
福祉システム学Ⅱ	大西	2		○			○	○		
精神保健福祉論	清水	2		○			○	○		
障害者福祉論	清水	2		○			○	○	○	
高齢者福祉論	岡田進	2		○			○	○	○	
社会福祉行財政論	所	2				○	○	○	○	
福祉計画論	鶴浦	2				○	○	○	○	
社会福祉運営管理論	所	2			○		○	○	○	
医療福祉論	(萬谷)	2			○		○	○	○	
社会福祉権利擁護論	鶴浦	2			○		○	○	○	
心 理 学	岡田進	2	○				○	○	○	
社会調査法	岡田進	2		○			○	○	○	
社会開発学Ⅰ	堀口	2		○			○	○		
社会開発学Ⅱ	堀口	2		○			○	○		
地域経済論Ⅰ	堀口	2			○		○	○		
地域経済論Ⅱ	堀口	2			○		○	○		
卒論関係										
人間福祉学演習	松木 他	演 2			○		◎	◎		
卒論演習	松木 他	演 2				○	◎	◎		
卒業論文	松木 他	8				○	◎	◎		
演習・実習科目										
共生社会演習Ⅰ	野村・清水・岩間・所 岡田(進)・鶴浦・中島	演 1	○				○	○		
共生社会演習Ⅱ	野村・清水・岩間・所 岡田(進)・鶴浦・中島	演 1	○				○	○		
外書講読	松木 他	演 1			○		○	○		
心理学基礎実験Ⅰ	後藤・(羽下)・(松田)	実 2			○		○	△		
心理学基礎実験Ⅱ	篠田・(金岡)	実 1			○		○	△		
発達臨床心理学実習	三船・篠田 長濱・後藤	実 1				○	○	△		
心理アセスメント実習	篠田・後藤	実* 1			○		○	△		
心理面接実習	(鈴木)・(南)	実 1		○			○	△		
ソーシャルワーク演習Ⅰ	岩間・野村・鶴浦 清水・中島	演 2			○		△	○	○	
ソーシャルワーク演習Ⅱ	岩間・野村・鶴浦 清水・中島	演 2			○		△	○	○	
ソーシャルワーク演習Ⅲ	岩間・野村・鶴浦 清水・中島	演 2			○		△	○	○	
ソーシャルワーク演習Ⅳ	岩間・野村・鶴浦 清水・中島・(宮口)	演 2				○	△	○	○	
ソーシャルワーク演習Ⅴ	岩間・野村・鶴浦 清水・中島・(宮口)	演 2				○	△	○	○	
ソーシャルワーク実習	岩間・所・岡田進 野村・鶴浦・清水・中島	実 6			○		△	○	○	
ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	岩間・所・岡田進 野村・鶴浦・清水・中島	演 2			○		△	○	○	
ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	岩間・所・岡田進 野村・鶴浦・清水・中島	演 2			○		△	○	○	
ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	岩間・所・岡田進 野村・鶴浦・清水・中島	演 2			○		△	○	○	
総単位数 合 計		計 161	必修				14			
			選択				心理 125 福祉 141			

4. 外部試験、海外語学講習会及び留学に基づく単位認定について

対象となる外部試験の資格を取得したもの、海外語学講習会の研修を受けたもの、及び協定校に留学したものは、以下の手続きにより、教授会の議を経て、単位認定をすることがある。

(1) 外部試験結果(TOEFL・TOEIC・英検)に基づく英語の単位認定について

申請することができる学科	食品栄養科学科、居住環境学科(平成29年度以降入学生対象)、人間福祉学科
対象となる資格の取得時期	入学前後を問わず、資格を取得してから1年以内
申請時期	各期の履修登録期間とする。 所定の期間以外の申請は認めない。
認定科目	単位認定する科目は次のとおりとする。 ・6単位を認定する場合は、CE I～VIを単位認定する。 ・4単位を認定する場合は、CE I～IVを単位認定する。 ・3単位を認定する場合は、CE I～IVのうち3単位分を単位認定する。 ・2単位を認定する場合は、CE I～IVのうち2単位分を単位認定する。 ・本学に入学してから修得した科目は認定対象科目から除外する。なお、認定単位が上記認定対象科目で不足する場合はA CEをもって単位認定する。 ・CE V・VIの単位認定は6単位認定以外では認められない。
申請必要書類	所定の「既修得単位認定願」及び「TOEFL・TOEIC の点数の証明書(写)」または「実用英語技能検定合格証明書(写)」
認定単位	各試験に基づく認定単位は次表のとおりとする。

認定単位	TOEFL スコア	TOEIC スコア	英 検
6単位	iBT88 以上	800 以上	1級
4単位	iBT79 以上 88 未満	750 以上 800 未満	
3単位			準1級
2単位	iBT69 以上 79 未満	650 以上 750 未満	

(2) 海外語学講習会に基づく語学の単位認定について

対象となる海外語学講習会	大阪市立大学内(国際センター、英語教育開発センター、文学部)で主催されている語学研修(全学で単位認定されているもののみ)とする。前述以外の語学研修は対象とならない。
申請時期	各期の履修登録期間とする。 所定の期間以外の申請は認めない。
認定科目及び要件	学生サポートセンター生活科学部教務担当に確認すること
申請必要書類	所定の「語学研修単位認定申請書」及び「修了書(写)」

(3) 協定校への留学に基づく単位認定について

対 象 と な る 留 学	大阪市立大学が学術交流協定を締結している協定校への留学
申 請 時 期	各期の履修登録期間とする。 所定の期間以外の申請は認めない。
認 定 科 目 及 び 要 件	学生サポートセンター生活科学部教務担当に確認すること
申 請 必 要 書 類	所定の「修得単位認定願」、「成績証明書」及び「該当科目のシラバス」(英文等については必ず和訳を添付のこと)

(4) 認定校への留学に基づく単位認定について

対 象 と な る 留 学	大阪市立大学が認定した大学等への留学
申 請 時 期	各期の履修登録期間とする。 所定の期間以外の申請は認めない。
認 定 科 目 及 び 要 件	学生サポートセンター生活科学部教務担当に確認すること
申 請 必 要 書 類	所定の「修得単位認定願」、「成績証明書」及び「該当科目のシラバス」(英文等については必ず和訳を添付のこと)

5. グレード・ポイント・アベレージ (GPA) 制度について

生活科学部では、平成 25 年度より Grade Point Average(GPA)制度を導入している。GPA とは、各科目の成績から特定の方式によって算出された学生の成績評価値（あるいはその成績評価方式）を指し、算出された数値は学力を測る指標となる。

履修したすべての科目が GPA の対象となる。（ただし、QOL プロモーター中核科目、入学前に修得した単位認定に係る科目、入学後の認定に係る科目、「合」評価の科目、教職課程科目の教職に関する科目、学芸員課程科目の博物館に関する「博物館実習」および副専攻科目は GPA の対象にはならない）

成績は「AA/A/B/C」の合格、「F」の不合格、「欠」、「無効」で評価され、次の方法で GPA を算出する。（成績評価については履修規程第 13 条を参照のこと）

①成績評価を下表のポイントに置き換える

評価	得点等	換算ポイント
AA	100～90	4
A	89～80	3
B	79～70	2
C	69～60	1
F	60 未満	0
欠	試験等での欠席	0
無効	試験等での不正行為	0

②次の計算式に数値を入れて算出する

$$\text{GPA 数値} = \frac{(\text{ポイント数値} \times \text{単位数}) \text{ のすべての科目の合計}}{\text{すべての科目の単位数の合計}}$$

【例】

科目	成績	換算 ポイント	単位数	ポイント
心理学への招待	F	0	2	0
日本国憲法	AA	4	2	8
College English I	C	1	1	1
College English II	B	2	1	2
中国語基礎 1・2	欠	0	2	0
計			8	11

【例】の GPA 数値は、 $11/8 = 1.4$ （小数点第 2 位四捨五入）となる

GPA はよい成績を取るほど高い値となり、仮に履修したすべての科目の評価が「AA」であった場合、GPA は 4 点となり、すべての科目の評価が「F」や「欠席」だと 0 点になる。

なお、履修科目の登録が確定した後、原則として登録削除はできないが、病気や事故などやむを得ない事情により履修が困難になった場合は、学部審議の上履修を取り消すことができるので申し出ること。また、病気や事故などやむを得ない事情により試験（追試験）を欠席することになった場合は、該当科目について GPA 評価対象から除外するので当該科目の試験実施日から 1 週間以内に「試験欠席理由書」を提出すること。

生活科学部では、GPA の数値を「成績通知書」及び「成績証明書」に記載している。また、GPA を奨学金対象者や成績優秀者を選出する際に使用する。

以上のことをふまえて、無計画ではなく、自分が真剣に学習する意欲があるか十分考えて履修登録すること。

また GPA を活用し、自分に合った履修プランを立てること。

Ⅲ QOL プロモーター養成について

1 QOL プロモーターとは

現在の成熟社会では生活問題は複合化しており、食品・住居・福祉など細分化された個別専門職のみでは人々の QOL (生活の質) を向上させるには限界がある。

本コースでは、生活者の QOL ニーズを俯瞰的に把握・分析するニーズアセスメント能力やコーディネーション能力を有し、パートナーシップによる問題解決を図ることのできる人材を QOL プロモーターと定義し、その育成を図ることを目的とする。

「2 QOL プロモーターの認定を受けるための条件」を満たせば、QOL プロモーターとして本学部の認定を受けることができ、QOL プロモーター認定修了書が授与される。他学科の科目であっても関連科目であれば受講することができる。

2 QOL プロモーターの認定を受けるための条件

QOL プロモーターの認定を受けようとする者は、次の条件 (1) 及び (2) を満たさなければならない。

(1) 次表「中核科目」をすべて修得すること。

(2) 次表「関連科目」の中から7科目 14 単位以上修得すること。ただし、各学科提供の必修3科目と、自分の所属学科以外の2学科が提供する「関連科目」から各2科目以上、計4科目以上を履修(必修科目も含むことができる)しなければならない。

3 中核科目履修定員

履修定員を 15 名 (各学科5名) とする。定員を上回る場合は抽選とすることがある。

4 申請方法

中核科目の履修を希望するものは平成 29 年 4 月 11 日 (火) 5 時限目の授業に出席し、「希望調査カード」を授業担当の教員に提出すること。なお、履修許可者の発表は、4 月 14 日 (金) 13:00 までに生活科学部支援室横掲示板に掲示する。

5 履修上の注意事項

- ・「QOL プロモーション演習Ⅰ」の履修は「QOL プロモーション」とともに履修すること。
- ・「QOL プロモーション演習Ⅱ」の履修は「QOL プロモーション演習Ⅰ」を修得していること。
- ・「関連科目」の必修科目は1回生で履修することが望ましい。
- ・「関連科目」の必修科目を履修する際、居住環境学科学生は専門授業「居住福祉工学概論」を履修すること。食品栄養科学科、人間福祉学科学生は集中講義「住居学概論」を履修すること。

履修カリキュラム

中核科目	食品栄養科学科				居住環境学科				人間福祉学科				提供学科
	科目名	履修可能年次	必要単位数		科目名	履修可能年次	必要単位数		科目名	履修可能年次	必要単位数		
必修	QOLプロモーション	1年生～	2		QOLプロモーション	1年生～	2		QOLプロモーション	1年生～	2		生科
	QOLプロモーション演習Ⅰ	1年生～	1		QOLプロモーション演習Ⅰ	1年生～	1		QOLプロモーション演習Ⅰ	1年生～	1		
	QOLプロモーション演習Ⅱ	2年生～	1		QOLプロモーション演習Ⅱ	2年生～	1		QOLプロモーション演習Ⅱ	2年生～	1		
必要単位数	中核科目4単位必修				中核科目4単位必修				中核科目4単位必修				

必要単位数		関連科目												食品 居住 人福
		必修		選択										
関連科目	必修	食品栄養科学概論	1回生～	2	食物学Ⅱ	1回生～	2	食物学Ⅱ	1回生～	2	食物学Ⅱ	1回生～	2	食品
		住居学概論	1回生～	2	居住環境学概論	1回生～	2	住居学概論	1回生～	2	住居学概論	1回生～	2	居住
		人間福祉学概論	1回生～	2	人間福祉学概論	1回生～	2	人間福祉学概論	1回生～	2	人間福祉学概論	1回生～	2	人福
		健康へのアプローチ(※)	1回生～		健康へのアプローチ(※)	1回生～		健康へのアプローチ(※)	1回生～		健康へのアプローチ(※)	1回生～		食品
		食物学Ⅱ	1回生～	左科目より 2単位以上	食物学Ⅰ	1回生～	左科目より 2単位以上	食物学Ⅰ	1回生～	左科目より 2単位以上	食物学Ⅰ	1回生～	左科目より 2単位以上	食品
	選択	公衆栄養学Ⅱ	3回生～		公衆栄養学Ⅱ	3回生～		公衆栄養学Ⅱ	3回生～		公衆栄養学Ⅱ	3回生～		
		栄養教育カウンセリング論	3回生～		栄養教育カウンセリング論	3回生～		栄養教育カウンセリング論	3回生～		栄養教育カウンセリング論	3回生～		
		人間と居住環境(※)	1回生～		人間と居住環境(※)	1回生～		人間と居住環境(※)	1回生～		人間と居住環境(※)	1回生～		居住
		住生活論	1回生～	左科目より 2単位以上	住生活論	1回生～	左科目より 2単位以上	住生活論	1回生～	左科目より 2単位以上	住生活論	1回生～	左科目より 2単位以上	居住
		居住福祉工学概論	1回生～		居住福祉工学	3回生～		居住福祉工学	3回生～		居住福祉工学概論	1回生～		
人福	人間工学	2回生～		人間工学	2回生～		人間工学	2回生～		人間工学	2回生～			
	都市生活と人間福祉(※)	1回生～		都市生活と人間福祉(※)	1回生～		都市生活と人間福祉(※)	1回生～		都市生活と人間福祉(※)	1回生～		人福	
	ワークライフバランス政策論Ⅱ	1回生～		ワークライフバランス政策論Ⅱ	1回生～		ワークライフバランス政策論Ⅱ	1回生～		ワークライフバランス政策論Ⅱ	1回生～			
	人間関係の心理学	1回生～	左科目より 2単位以上	人間関係の心理学	1回生～	左科目より 2単位以上	人間関係の心理学	1回生～	左科目より 2単位以上	人間関係の心理学	1回生～	左科目より 2単位以上	人福	
	生涯発達心理学Ⅰ	1回生～		生涯発達心理学Ⅰ	1回生～		生涯発達心理学Ⅰ	1回生～		生涯発達心理学Ⅰ	1回生～			
人福	生涯発達心理学Ⅱ	1回生～		生涯発達心理学Ⅱ	1回生～		生涯発達心理学Ⅱ	1回生～		生涯発達心理学Ⅱ	1回生～			
	生涯発達心理学Ⅲ	2回生～		生涯発達心理学Ⅲ	2回生～		生涯発達心理学Ⅲ	2回生～		生涯発達心理学Ⅲ	2回生～		人福	
	関連科目の中から14単位以上												関連科目の中から14単位以上	

(※)は全学共通科目

QOLプロモーター養成関係科目表

表の見方

①「単位数」欄の「*」は講義と演習とともに履修すること。

授 業 科 目	担当者	単位数	標準履修年次				提供学科等	備 考
			I	II	III	IV		
中核科目								
QOLプロモーション	所・西川・清水・ 上田博・岩間・堀口	* 2	○	○				履修許可者のみ履修可
QOLプロモーション演習Ⅰ	上田博・西川 早見	演* 1	○	○				履修許可者のみ履修可
QOLプロモーション演習Ⅱ	上田博・西川 早見	演* 1		○	○			履修許可者のみ履修可
関連科目								
食品栄養科学概論	福村 他	2	○				食品栄養科	
居住環境学概論	藤田 他	2	○				居住環境	
人間福祉学概論	松木 他	2	○				人間福祉	
住居学概論	多治見・永村・森	2	○				居住環境	
食物学Ⅰ	市川	2	○	○	○	○	食品栄養科	
食物学Ⅱ	(的場)	2	○	○	○	○	食品栄養科	
公衆栄養学Ⅱ	由田	2			○		食品栄養科	
栄養教育カウンセリング論	上田由・早見	2			○		食品栄養科	
住生活論	小伊藤	2	○				居住環境	
居住福祉工学	上田博	2			○		居住環境	
居住福祉工学概論	上田博	2	○	○	○	○	居住環境	(QOL希望者のみ)
人間工学	岡田明	2		○			居住環境	
ワークライフバランス政策論Ⅱ	服部	2	○				人間福祉	
人間関係の臨床心理学	三船	2	○				人間福祉	
生涯発達心理学Ⅰ	長濱	2	○				人間福祉	
生涯発達心理学Ⅱ	後藤	2					人間福祉	
生涯発達心理学Ⅲ	篠田	2		○			人間福祉	
健康へのアプローチ	古澤	2	○				全学共通	平成29、30年度開講 平成31年度休講
人間と居住環境	上田博	2	○				全学共通	平成30、31年度開講 平成29年度休講
都市生活と人間福祉	松木	2	○				全学共通	平成29、31年度開講 平成30年度休講

IV 教育職員免許状の取得について

1. 本学部で取得できる教育職員免許状

本学部で取得できる教育職員免許状は次のとおりである。(他学部の免許状は省略)

学科	取得できる免許状
食品栄養科学科	中学校教諭一種免許状(家庭) 高等学校教諭一種免許状(家庭) 栄養教諭一種免許状
居住環境学科	中学校教諭一種免許状(家庭) 高等学校教諭一種免許状(家庭)

入学年度の10～11月頃に教職課程全般にわたる履修のためのガイダンスを実施する。教職課程の履修方法には注意すべき点が多く、計画的な履修が必要である。教職課程を履修しようと思う人は必ず出席すること。

2. 教職課程科目の履修

教育職員免許状は、以下のとおり、「基礎資格」を有し、かつ法令に定められた「所定の単位」を修得することにより取得することができる。教育職員免許を取得するためには、卒業するために必要な単位とは別に、多くの科目履修が必要となる。したがって、以下の点を参考に、計画的に必要な科目を履修する必要がある。

I. 中学校教諭、高等学校教諭

1. 基礎資格

中学校教諭一種免許状及び、高等学校教諭一種免許状は「学士の学位を有すること。」つまり、学部を卒業することが基礎資格となる。

2. 取得すべき単位等

教育職員免許状は、「教育職員免許法」「教育職員免許法施行規則」の法令で定められた科目、単位を修得した者が、授与申請することにより、各都道府県教育委員会が授与する。

教育職員免許状を取得するための必要単位等は、次のとおりである。

免許状 【基礎資格】	取得すべき科目		本学での必要最低 単位数等
中学校教諭 一種免許状 【学士】	①66条の6に定める科目 ②教職に関する科目(中・高) ③教科に関する科目 ④教科又は教職に関する科目 ⑤介護等体験	別表1 別表2 別表3 別表4	8単位 33単位(31単位) 20単位 8単位 7日間の体験
高等学校教諭 一種免許状 【学士】	①66条の6に定める科目 ②教職に関する科目(中・高) ③教科に関する科目 ④教科又は教職に関する科目	別表1 別表2 別表3 別表4	8単位 27単位(23単位) 20単位 16単位

()内は免許法上での必要単位数。本学では、「本学での最低必要単位数」を修得すること

本学では、〈教職に関する科目〉の最低必要単位数を、中学校33単位、高等学校27単位(免許法施行規則ではそれぞれ31単位、23単位)としている。したがって、超過分は(教科又は教職に関する科目)の単位となる。以下、それぞれの項目について、説明を加え、留意点を示す。

3. 教育職員免許法施行規則第 66 条の6に定める必要単位(別表1)

免許法施行規則第 66 条の6には、「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」の各2単位を取得しなければならないと定められている。本学では別表1に示す全学共通教育科目の単位を修得することになっている。施行規則 66 条の6の要件のために修得した全学共通教育科目の単位数は卒業に必要な全学共通教育科目の単位数としても算入することができる。ただし、別表中の「食品栄養情報学」「基礎生活情報学実習」「応用生活情報学実習」は専門教育科目であるので、卒業に必要な専門教育科目の選択必修科目に算入できるが、全学共通教育科目には算入できない。

4. 教育職員免許法第5条に定める必要単位

科目の区分として、〈教職に関する科目〉、〈教科に関する科目〉および〈教科又は教職に関する科目〉の三つがある。

(1) 〈教職に関する科目(中・高)〉(別表2)(教育職員免許法施行規則第6条)

本学において法令に対応するよう〈教職に関する科目〉を開設している。科目のほとんどが文学部の提供科目である。具体的な履修方法については、別表2に示すので、これにもとづいて必要な科目を履修すること。

(2) 〈教科に関する科目〉(別表3)(教育職員免許法施行規則第4条および第5条)

〈教科に関する科目〉については、各学科の専門教育科目の履修により、必要な単位を修得することができる。具体的な履修方法について別表3に示すので、これにもとづいて必要な科目を履修すること。中学校・高等学校(家庭)の免許は食品栄養科学科と居住環境学科では履修する科目は異なるので注意すること。

(3) 〈教科又は教職に関する科目〉(別表4)(教育職員免許法施行規則第6条の2)

〈教科又は教職に関する科目〉については、本学の全学共通教育科目の指定科目および〈教職に関する科目〉・〈教科に関する科目〉の履修により修得することができる。具体的な履修方法について別表4に示すので、これにもとづいて必要な科目を履修すること。

別表4に示した全学共通科目の単位を修得すれば、それらを卒業に必要な全学共通教育科目の単位数としても算入することができる。

中学校1種免許状〈教職に関する科目〉に必修の「道德教育の研究」は、高等学校1種免許状の〈教科又は教職に関する科目〉の単位とすることができる。

中学校教育実習(4単位)を履修した者が、高等学校免許状を取得しようとする場合、中学校教育実習の履修で高等学校教育実習を履修したものとみなされる。ただし、本学を通じて免許状の申請をする場合は、超過分2単位は〈教科又は教職に関する科目〉の単位とにならない。

取得しようとする免許状の教科の教育法Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ全てを修得した場合、中学校免許状を取得しようとする者は必修6単位に対して超過する2単位分を、また高等学校免許状を取得しようとする者は必修4単位に対して超過する4単位分を〈教科又は教職に関する科目〉の単位とすることができる。

ただし、複数の教科の免許状を取得しようとする場合、ある教科の免許状に必要な単位数を計算する際には、他の教科に対応する教科教育法の単位を算入することはできない。たとえば、国語と英語の両方の免許を取得しようとする学生が、国語の免許に必要な単位を計算する際に、「外国語科教育法(英語)Ⅰ」などを算入することはできない。

また、「社会科・地理歴史科教育法Ⅰ、Ⅱ」「社会科・公民科教育法Ⅰ、Ⅱ」全てを修得した場合、中学校免許状(社会)を取得しようとする者は、必修6単位に対して超過する2単位分を〈教科又は教職に関する科目〉の単位とすることができる。一方、高等学校免許状(地理歴史)と高等学校免許状(公民)を取得しようとする者は、地理歴史科と公民科は別の教科であるため、たとえば「社会科・地理歴史科教育法Ⅰ、Ⅱ」を高等学校免許状(公民)に必要な〈教科又は教職に関する科

目)の単位とすることができない。

5. 介護等体験(中学校教諭免許状を取得しようとする者のみ)

中学校教諭、小学校教諭の免許状を取得するためには、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの方との交流等の体験および特別支援学校での体験(計7日間)が必要である。本学では、小学校教諭の免許状は取得できないので、中学校教諭の免許状を取得希望する者が対象となる。原則として第2・3年次におこなう。

申込み時期は、4～5月・9～10月の年2回の予定である。4～5月申込みはその年度の後期、9～10月申込みは翌年度の前期の体験となる。申込みは1年次の9～10月申込みから可能である。必要経費は自己負担となる。

なお、介護等体験を行う年度に有効な「学研災付帯賠償責任保険(AまたはBコース)」に加入しておくこと。この保険に加入するには「学生教育研究災害傷害保険」に加入しておくこと。

介護等体験を行った場合、学校・施設の長から証明書が発行される。証明書は教員免許申請の際に必要な。再発行されないで各自申請まで大切に保管しておくこと。

介護等体験の詳細については、掲示及びガイダンスで行うので、掲示等には注意すること。

6. <教職に関する科目>の第2部提供科目受講の特例

教職課程科目のうち<教職に関する科目>については、各学期4単位までなら、教授会の承認を得て第2部提供の該当科目を受講して単位を修得することができる。希望者は生活科学部教務担当に相談の上、所定の手続をとること。

Ⅱ. 栄養教諭

1. 基礎資格

栄養教諭一種免許状は「学士の学位を有することかつ、栄養士法第二条第三項の規定により管理栄養士の免許を受けていること又は同法第五条の三第四号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第二条第一項の規定により栄養士の免許を受けていること。」つまり、学部を卒業することかつ、「管理栄養士の免許を受けていること」または、「管理栄養士養成課程修了＋栄養士免許を受けていること」が基礎資格となる。

2. 取得すべき単位等

教育職員免許状は、「教育職員免許法」「教育職員免許法施行規則」の法令で定められた科目、単位を修得した者が、授与申請することにより、各都道府県教育委員会が授与する。

教育職員免許状を取得するための必要単位等は、次のとおりである。

免許状 【基礎資格】	取得すべき科目		本学での必要最低 単位数等
栄養教諭 一種免許状 【学士＋管理栄養 士養成施設修了 ＋栄養士免許】	①66条の6に定める科目	別表1	8単位
	②教職に関する科目(栄養)	別表5	24単位(18単位)
	③栄養に係る教育に関する科目	別表6	4単位
	④栄養に係る教育又は教職に関する科目	別表7	2単位(0単位)

()内は免許法上での必要単位数。本学では、「本学での最低必要単位数」を修得すること

本学では、<教職に関する科目>の最低必要単位数を、栄養教諭 24 単位(免許法施行規則では 18 単位)としている。以下、それぞれの項目について、説明を加え、留意点を示す。

3. 教育職員免許法施行規則第 66 条の6に定める必要単位(別表1)

教育職員免許法施行規則第 66 条の6に定める必要単位は、前記と同じように「中学校・高等学校教諭の教育職員免許法施行規則第 66 条の6に定める必要単位」で記された科目を修得すること。

4. 教育職員免許法第5条に定める必要単位

科目の区分として、〈教職に関する科目〉、〈栄養に係る教育に関する科目〉および〈栄養に係る教育又は教職に関する科目〉の三つがある。

(1) 〈教職に関する科目(栄養)〉(別表5)(教育職員免許法施行規則第10条の4)

本学において法令に対応するよう〈教職に関する科目〉を開設している。科目のほとんどが文学部の提供科目である。具体的な履修方法については、別表5に示すので、これにもとづいて必要な科目を履修すること。

(2) 〈栄養に係る教育に関する科目〉(別表6)(教育職員免許法施行規則第10条の3)

〈栄養に係る教育に関する科目〉については、食品栄養科学科の専門教育科目の履修により、必要な単位を修得することができる。具体的な履修方法について別表6に示すので、これにもとづいて必要な科目を履修すること。

(3) 〈栄養に係る教育又は教職に関する科目〉(別表7)(教育職員免許法施行規則第10条の5)

〈栄養に係る教育又は教職に関する科目〉については、1種免許状取得するにあたり、法令上必要はないが、本学では2単位を必修としている。具体的な履修方法について別表7に示すので、これにもとづいて必要な科目を履修すること。

5. 〈教職に関する科目〉の第2部提供科目受講の特例

中学校・高等学校教諭の〈教職に関する科目〉の第2部提供科目受講の特例と同様である。

3. 教育実習

教育実習は第4年次におこなう。そのための教育実習ガイダンスを第3年次に開催するので、必ず出席すること。教育実習ガイダンスを受講しない学生の翌年の教育実習履修は認めない。教育実習は、学校での実習のみならず、教職に関する履修科目である教育実習事前事後指導を受けることが必要である。

(1) 教育実習ガイダンスの履修登録

3年次の前期の履修登録期間に、教育実習ガイダンスを履修登録すること。履修登録しなかった者は、教育実習を履修する意志がないとみなす。

(2) 教育実習ガイダンスの実施

3年次の4月または5月頃に実施する教育実習ガイダンスでは教育実習の手続き方法等の詳細を説明する。出席しなかった者は翌年、受け入れ予定校に教育実習を依頼できない。

(3) 教育実習の条件

教育実習を行う年度の前年度までに、〈教職に関する科目〉の単位のうち、「教職概論」「教育基礎論」「教育制度論」「発達・学習論」「教育方法論」「〇〇科教育法Ⅰ(またはⅡ)」を含む14単位以上を修得していることが必要である。なお、栄養教諭は上記の内「〇〇科教育法Ⅰ(またはⅡ)」を除く12単位以上を修得していることが必要である。この条件を満たさない場合は、実習受け入れ校に実習受け入れ依頼済み(承諾済みを含む)であっても、依頼を取り消される。

* 万一、〈教職に関する科目〉を14単位以上(栄養教諭は12単位以上)修得していても、学部専門教育科目等の履修のために、やむを得ず上記6科目の一部の単位を修得できなかった場合には、所属学部の教職課程委員に相談の上、教育実習を行う年度の教育実習事前事後指導の第1回目授業の前日までに、学務企画課教職担当に、「例外措置適用願い」を提出すること。この場合、教職課程委員会の承認により、教育実習の履修が許可されることがある。

(4) 教育実習の実施

教育実習は、原則として出身校または大阪市立・大阪府立学校で行う。出身校以外における教育実習を希望する者は別途手続が必要であるので指示(掲示を含む)に従うこと。実習時間は高等学校60時間、中学校120時間、栄養教諭30時間となっている。高等学校の教育実習では60

時間分を2週間で、中学校の教育実習では120時間分を3週間で、栄養教諭30時間を1週間でこなうことが多いが、受け入れ校によっては、中学校教育実習の120時間分を4週間で行うことがある。

教育実習期間は6月前後となることも多く、次に9月ごろが多い。どの時期に教育実習を行うかは受け入れ校の方針による。

高等学校免許状と中学校免許状の両方を取得しようとする場合は、中学校教育実習(4単位)を履修修得しなければならない。高等学校教育実習(2単位)は、中学校教育実習(4単位)をもって、これに代えることができる。ただし、本学を通じて申請する場合、超過分2単位は〈教科又は教職に関する科目〉の単位としない。

また、栄養教諭と中学校(高等学校)免許状を取得しようとする場合は、栄養教育実習(1単位)に加え、中学校(高等学校)教育実習(4〔2〕単位)を履修修得しなければならない。教職実践演習についても同様である。

(5) 人権教育推進校の場合

人権教育推進校における教育実習(栄養教育実習を除く)を希望する場合、予め大学が該当学生を関係機関に推薦することになっている。本学では、「現代の部落問題」、「メディアと人権」、「部落解放のフロンティア」、及び「部落差別の成立と展開」の4科目のうち2科目以上の単位修得を推薦条件としているので、計画的に履修しておくこと。

(6) 健康診断と保険

教育実習履修年度の健康診断を受診していない場合、教育実習の履修は認めないので、必ず受診すること。なお、教育実習履修年度に有効な学研災付帯賠償責任保険にも加入しておくこと。また、平成22年度以降麻疹の抗体があることが教育実習履修の条件となっている。教育実習を履修する年度まで、この原則が適用されるかどうか未定であるが、掲示等には注意すること。

(7) 教育実習事前事後指導

教育実習事前事後指導は、教育実習履修年度に履修すること。例年、事前指導分の授業は、前期月曜日16時30分～18時(第1部)、18時～19時30分(第2部)に開講している。また事後指導分の授業は教育実習終了後に実施するが、履修届は、事前指導と同じ「教育実習事前事後指導」(前期)として登録すること。

※教育実習および教育実習事前事後指導の単位は履修年度末に評価される。

4. ガイダンスと周知

教職課程の履修に際して、その都度、いくつかのガイダンスを開催しているので、教職免許状を取得しようとする者は、開催の掲示等に注意し必ず出席すること。

(1) 教職課程ガイダンス (第1年次)

(2) 介護等体験のガイダンス(第1～3年次、介護等体験を行なう学期のひとつ前の学期)

(3) 教育実習ガイダンス (第3年次)

繰り返すが、入学年度の10月におこなう教職課程ガイダンスでは、教職課程全般にわたる履修のためのガイダンスを実施する。教職課程の履修方法には注意すべき点が多く、第1年次から計画的な履修が必要である。教育職員免許の取得を考えている者は必ず出席すること。

このほかにも、教職関連科目の履修方法の指示・変更等をおこなう場合がある。免許取得までに必要な情報は、掲示板及びポータルサイト等で周知するので、掲示板等を見る習慣をつけ、見落とすことのないよう注意が必要である。

5. 教育職員免許状の授与

教育職員免許状は、前記してきた「基礎資格」を有し、かつ、「所定の単位」を修得した上で、都道

府県教育委員会に「授与申請」することにより取得することができる。

(1)一括申請

卒業見込の在学者(ただし他大学で単位の一部を修得した者、追加申請者、栄養教諭申請者の大阪府外居住者等はのぞく。)で、所定の単位を修得済み、または修得見込みである者については、大学から申請をおこなう。

したがって、上記の者は、例年 11 月頃に(詳細は別途周知する)、本学に教育職員免許状授与願を提出すること。提出された授与願にもとづき、大学でとりまとめて大阪府教育委員会に一括申請する。教育職員免許状は、卒業式の日に交付する。

(2)個人申請

卒業後に申請する場合(他大学の単位を含む者、追加申請者、栄養教諭申請者の大阪府外居住者等を含む)は、住所地等の都道府県教育委員会に申請手続き方法を確認して、個人で申請すること。

【1回生のみなさんへ】

教職課程ガイダンスは 1 年次の 10～11 月頃に行われる。それに先だって、1 年次の 4 月の段階で教員免許を希望する 1 回生が留意しておくことは以下のとおりである。

- ・1 年次の後期に「教職概論」を履修する。
- ・<第 66 条の 6 に定める科目>(別表 1)は、1 年次から履修できるので、できるだけ早く履修する。
- ・<教科又は教職に関する科目>(中・高は別表 4、栄は別表 7)のうち、全学共通科目(総合教育科目 B)の科目は 1 年次から履修できるので、できるだけ早く 1 科目以上を履修する。
- ・<教科又は教職に関する科目>(中・高は別表 4、栄は別表 7)のうち、「教職ボランティア実習Ⅰ～Ⅳ」は 1 年次から履修できる。将来教員になることを強く希望する人はこれらを履修することを薦める。
- ・掲示板及びポータルサイト等を常時確認すること。

別表1 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の履修について

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目及び必要単位数は「対応する本学開設科目」を履修することにより修得することができる。

[illegible]

別表2 教職に関する科目(中学校[家庭科]・高等学校[家庭科]教諭) の履修について

教育職員免許法施行規則第6条に「教職に関する科目及び必要単位数」が定められている。その科目及び必要単位数は「対応する本学開設科目」を履修することにより修得することができる。

免許法施行規則に定める科目等			中学校	高校	対応する本学の開設科目			シラバス 参照先
教職に関する 科目	左項の科目に含めることが必要 な事項	単位数			科 目	単位 数	提供 年次	
教職の意義等 に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容(研修、服務及び 身分保障等を含む。) ・進路選択に資する各種の機会の提 供等	2	○	○	教職概論	2	1～	文学部
教育の基礎理 論に関する科 目	・教育の理念並びに教育に関する歴 史及び思想	6	○	○	教育基礎論	2	2～	文学部
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達 及び学習の過程 (障害のある幼児、児童及び生徒の 心身の発達及び学習の過程を含 む。)		○	○	発達・学習論	2	2～	文学部
	・教育に関する社会的、制度的又は 経営的事項		○	○	教育制度論	2	2～	文学部
教育課程及び 指導法に関す る科目	・教育課程の意義及び編成の方法	中 12 高 6	○	○	教育課程論	2	2～	文学部
	・各教科の指導法		○	○	家庭科教育法Ⅰ	2	2～	生活科学部
			○	○	家庭科教育法Ⅱ	2	2～	生活科学部
			●		家庭科教育法Ⅲ	2	2～	生活科学部
			●		家庭科教育法Ⅳ	2	2～	生活科学部
	・道徳の指導法		○		道徳指導論	2	2～	文学部
	・特別活動の指導法		○	○	特別活動論	2	2～	文学部
・教育の方法及び技術(情報機器及 び教材の活用を含む。)		○	○	教育方法論	2	2～	文学部	
生徒指導、教 育相談及び進 路指導等に関 する科目	・教育相談(カウンセリングに関する 基礎的な知識を含む。)の理論及び 方法	4	○	○	教育相談論	2	2～	文学部
	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法		○	○	生徒・進路指導と人権	2	2～	文学部
教 育 実 習		中 5 高 3	5単位 必修	3単位 必修	中学校教育実習	4		文学部
					高等学校教育実習	2		文学部
					教育実習事前事後指導(中・高)	1		文学部
教 職 実 践 演 習		2	○	○	教職実践演習(中・高)	2	4	文学部
合 計		中 31 高 23	33 単位	27 単位	○は必修科目である。 ●は中学免許の1科目選択必修であり、1科目選択 し、2単位以上を修得すること。 教育実習の注意事項は前述を確認しておくこと。			

別表3 教科に関する科目(中学校[家庭科]・高等学校[家庭科]教諭)
の履修について

教育職員免許法施行規則第4条及び第5条に「教科に関する科目及び必要単位数」が次のとおり定められている。その科目の単位は「対応する本学開設科目」を履修することにより修得することができる。

中学校・高等学校教員免許状(家庭) 食品栄養科学科用

免許法施行規則に定める科目区分		中学校	高校	左記に対応する本学開設授業科目			備考
中学校	高等学校			開設授業科目名	単位数	シラバス参照先	
家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)	家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)	○	○	生活経済学	2	人福	「家庭経済学」を含む
		○	○	家族関係学	2	人福	
被服学(被服製作実習を含む。)	被服学(被服製作実習を含む。)	○	○	被服学概論	2	教職	実習
		○	○	被服構成学	1	教職	
食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)	食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)	○	○	食品学	2		
		○	○	応用栄養学Ⅰ	2		
		○	○	調理学実習	2		
				応用栄養学Ⅱ	2		
				応用栄養学Ⅲ	2		
				応用栄養学実習	1		
				病態栄養学Ⅰ	2		
				病態栄養学Ⅱ	2		
				食品衛生学	2		
				食品機能化学	2		
				微生物学	2		
				食品学実験	1		
				食品衛生学実験	1		
				栄養生理学	2		
				公衆栄養学Ⅰ	2		
				公衆栄養学Ⅱ	2		
				臨床栄養学Ⅰ	2		
				臨床栄養学Ⅱ	2		
				栄養科学実験	1		
				栄養生理学実験	1		
住居学	住居学(製図を含む。)	○	○	住居学概論(製図を含む。)	2	教職	「製図」を含む
保育学(実習を含む。)	保育学(実習及び家庭看護を含む。)	○	○	保育学	2	教職	「実習及び家庭看護」を含む
	家庭電気・機械及び情報処理		○	栄養生命情報学	2		
			○	生活機器学	2	居住	

○は必修科目である。
免許法施行規則上は、各科目区分1単位以上修得し、合計20単位修得すればよいが、本学では○をすべて修得し、20単位以上修得すること(ただし、中学校を取得する場合、「家庭電気・機械及び情報処理」の科目区分は単位に含まれないし、必修ではない。)

中学校・高等学校教員免許状(家庭) 居住環境学科用

免許法施行規則に定める科目区分		中学校	高校	左記に対応する本学開設授業科目			備考
中学校	高等学校			開設授業科目名	単位数	シラバス参照先	
家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)	家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)	○ ○	○ ○	生活経済学	2	人福	「家庭経済学」を含む
				家族関係学	2	人福	
被服学(被服製作実習を含む。)	被服学(被服製作実習を含む。)	○ ○	○ ○	被服学概論	2	教職	実習
				被服構成学	1	教職	
食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)	食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)	○	○	食物学Ⅰ	2	教職	「栄養学」を含む 「食品学」を含む
		○	○	食物学Ⅱ	2	教職	
		○	○	調理実習	2	教職	
住居学	住居学(製図を含む。)	○	○	設計製図Ⅰ	2		
		○	○	住居計画学	2		
				インテリア計画学	2		
				住生活論	2		
				住文化史Ⅰ	2		
				建築構造学Ⅰ	2		
				設計製図Ⅱ	2		
				防災・安全科学	2		
				居住環境工学Ⅰ	2		
				建築設備	2		
保育学(実習を含む。)	保育学(実習及び家庭看護を含む。)	○	○	保育学	2	教職	「実習及び家庭看護」を含む
	家庭電気・機械及び情報処理		○	生活機器学	2		
			○	生活情報学及び実習	2		
				CAD/CGデザイン演習	1		

○は必修科目である。
免許法施行規則上は、各科目区分1単位以上修得し、合計20単位修得すればよいが、本学では○をすべて修得し、20単位以上修得すること(ただし、中学校を取得する場合、「家庭電気・機械及び情報処理」の科目区分は単位に含まれないし、必修ではない。)

別表4 教科又は教職に関する科目の履修について

教育職員免許法施行規則第6条の2に「教科又は教職に関する科目及び単位の修得方法」が定められている。それらは「対応する本学開設科目」を履修することにより修得することができる。

免許法施行規則に定める 科目及び単位数		対 応 す る 本 学 開 設 科 目			履修方法
科 目	単位数	授 業 科 目	単位数	提供学部等	
教科又は教職に 関する科目	中8 高16	○現代の部落問題	2	全学共通科目	○の科目から最低1科目選 択し、その単位を修得する こと。
		○メディアと人権	2		
		○部落解放のフロンティア	2		
		○部落差別の成立と展開	2		
		○障がい者と人権Ⅰ	2		
		○障がい者と人権Ⅱ	2		
		○エスニック・スタディ入門編	2		
		○エスニック・スタディ応用編	2		
		○ジェンダーと現代社会Ⅰ	2		
		○ジェンダーと現代社会Ⅱ	2		
		教職ボランティア実習Ⅰ	2	文学部 注:全学共通科目の 単位にならない	
		教職ボランティア実習Ⅱ	2		
		教職ボランティア実習Ⅲ	2		
教職ボランティア実習Ⅳ	2				
必要単位数以上に履修した「教職に関する科 目」(別表2に掲げる科目)	左記科目 履修により 修得した 単位数	別表2及び3を参照	上記科目及び左記科目の 合計単位数が、中学校免 許状は8単位以上、高等学 校免許状は16単位以上修 得すること		
必要単位数以上に履修した「教科に関する科 目」(別表3に掲げる科目(取得しようとする免 許状の教科の科目に限る。))					
合 計	中8 高16		中学校8単位 高等学校16単位		

別表5 教職に関する科目(栄養教諭)の履修について

教育職員免許法施行規則第10条の4に「教職に関する科目及び必要単位数」が定められている。その科目及び必要単位数は「対応する本学開設科目」を履修することにより修得することができる。

免許法施行規則に定める科目等			栄養 教諭	対応する本学の開設科目			シラバス 参照先
教職に関する 科目	左項の科目に含めることが必要 な事項	単位数		科 目	単位 数	提供 年次	
教職の意義等 に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容(研修、服務及び身 分保障等を含む。) ・進路選択に資する各種の機会の提 供等	2	○	教職概論	2	1～	文学部
教育の基礎理 論に関する科 目	・教育の理念並びに教育に関する歴 史及び思想	4	○	教育基礎論	2	2～	文学部
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達 及び学習の過程 (障害のある幼児、児童及び生徒の心 身の発達及び学習の過程を含む。)		○	発達・学習論	2	2～	文学部
	・教育に関する社会的、制度的又は経 営的事項		○	教育制度論	2	2～	文学部
教育課程に関 する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	4	○	教育課程論	2	2～	文学部
	・道徳及び特別活動に関する内容		○	道徳指導論	2	2～	文学部
			○	特別活動論	2	2～	文学部
			・教育の方法及び技術(情報機器及び 教材の活用を含む。)	○	教育方法論	2	2～
生徒指導及び 教育相談に関 する科目	・生徒指導の理論及び方法	4	○	生徒指導論	2	2～	生活科学部
	・教育相談(カウンセリングに関する基 礎的な知識を含む。)の理論及び方法		○	教育相談論	2	2～	文学部
栄 養 教 育 実 習		2	○	学校栄養教育実習	1	4	生活科学部
			○	教育実習事前事後指導(栄養教諭)	1		文学部
教 職 実 践 演 習		2	○	教職実践演習(栄養教諭)	2	4	生活科学部
合 計		18	24 単位	○は必修科目である 本学ではすべての科目が必修になっているので、すべて修 得すること			

別表6 栄養に係る教育に関する科目の履修について

教育職員免許法施行規則第6条に「教職に関する科目及び必要単位数」が定められている。その科目及び必要単位数は「対応する本学開設科目」を履修することにより修得することができる。

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する本学開設授業科目		履修方法
科目に含めることが必要な事項	単位数	開設授業科目名	単位数	
・栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 ・幼児・児童及び生徒の栄養に関する事項 ・食生活に関する歴史的及び文化的事項 ・食に関する指導の方法に関する事項	4	○ 学校栄養教育論	2	○は必修科目である。 すべて修得すること
		○ 学校栄養教育実践論	2	
合 計	4	4 単位		

別表7 栄養に係る教育又は教職に関する科目の履修について

教育職員免許法施行規則第6条の2に「教科または教職に関する科目及び単位の修得方法」が定められている。それらは「対応する本学開設科目」を履修することにより修得することができる。

免許法施行規則に定める科目及び単位数		対 応 す る 本 学 開 設 科 目			履修方法
科 目	単位数	授 業 科 目	単位数	提供学部等	
栄養に係る教育又は教職に関する科目	0	○ 現代の部落問題	2	全学共通科目	○の科目から最低1科目選択し、その単位を修得すること。
		○ メディアと人権	2		
		○ 部落解放のフロンティア	2		
		○ 部落差別の成立と展開	2		
		○ 障がい者と人権Ⅰ	2		
		○ 障がい者と人権Ⅱ	2		
		○ エスニック・スタディ入門編	2		
		○ エスニック・スタディ応用編	2		
		○ ジェンダーと現代社会Ⅰ	2		
		○ ジェンダーと現代社会Ⅱ	2		
		教職ボランティア実習Ⅰ	2	文学部科目注:全学共通科目の単位にならない	
		教職ボランティア実習Ⅱ	2		
教職ボランティア実習Ⅲ	2				
教職ボランティア実習Ⅳ	2				
合 計		2単位			

教 職 関 係 科 目 表

表の見方

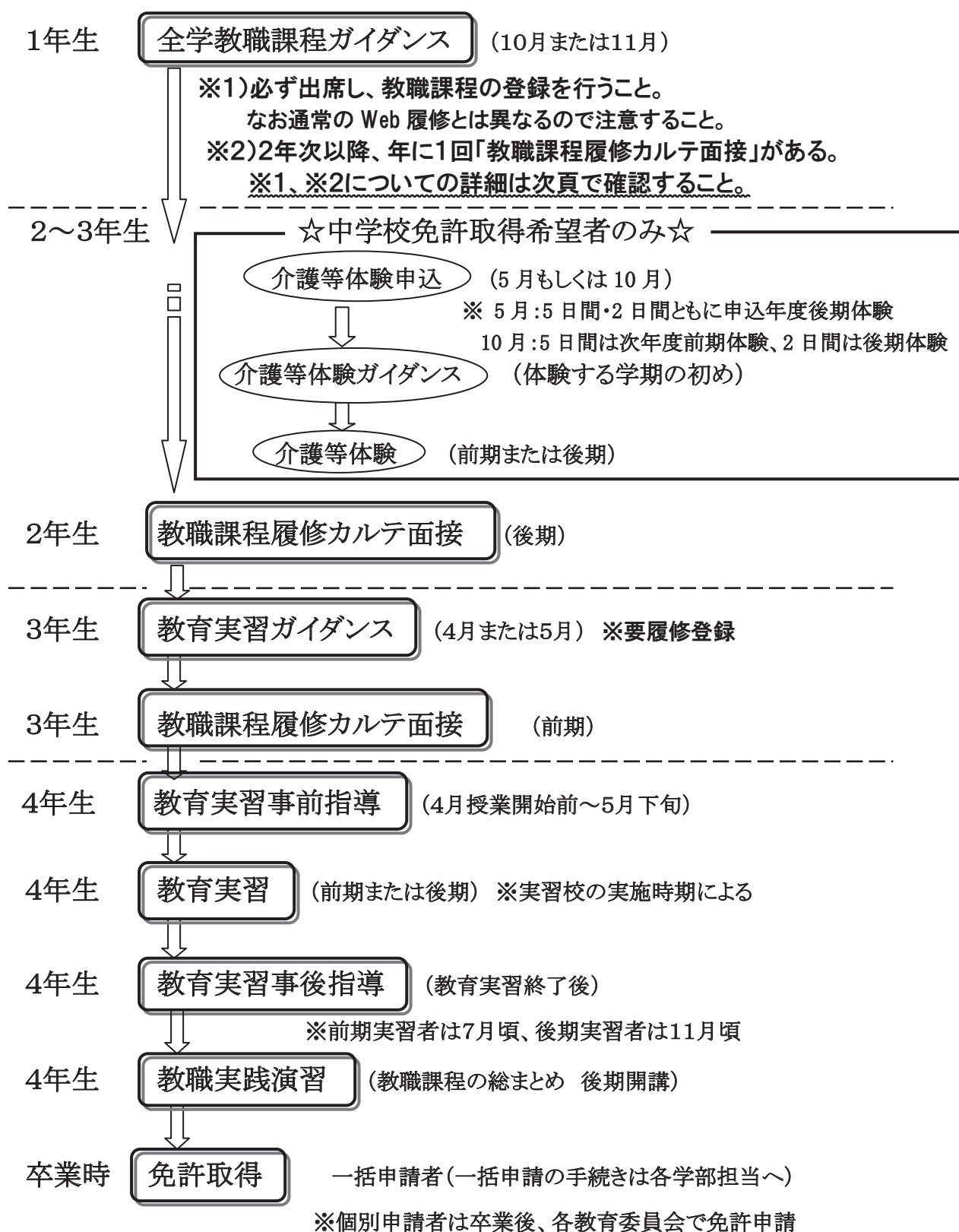
①「担当者」欄の空白は、全学で共通に提供されている教職科目である(文学部等提供)。

②「免許の種類」欄は、家(中)は「家庭科中学校教諭一種免許状」、家(高)は「家庭科高等学校教諭一種免許状」、栄は「栄養教諭一種免許状」を指す。

③本科目表に記載のない教員免許状に必要な科目は、専門科目で示している。入学年次の履修概要の「教員免許状の取得」を参照にすること。

授 業 科 目	担当者	単位数	標準履修年次				免許の種類			備 考
			I	II	III	IV	家 (中)	家 (高)	栄	
教職に関する科目										
教職概論		2	○				○	○	○	
教育基礎論		2		○			○	○	○	
発達・学習論		2		○			○	○	○	
教育制度論		2		○			○	○	○	
教育課程論		2		○			○	○	○	
家庭科教育法Ⅰ	(北村)	2		○	○		○	○		(隔年)29,31年度開講
家庭科教育法Ⅱ	()	2		○	○		○	○		(隔年)30,32年度開講
家庭科教育法Ⅲ	(吉井)	2		○	○		○			(隔年)29,31年度開講
家庭科教育法Ⅳ	(吉井)	2		○	○		○			(隔年)30,32年度開講
道徳指導論		2		○			○		○	
特別活動論		2		○			○	○	○	
教育方法論		2		○			○	○	○	
教育相談論		2		○			○	○	○	
生徒指導論	(松本訓)	2		○					○	
生徒・進路指導と人権		2		○			○	○		
中学校教育実習		4				○	○			
高等学校教育実習		2				○		○		
学校栄養教育実習	上田由 他	1				○			○	
教育実習事前事後指導(中・高)		1				○	○	○		
教育実習事前事後指導(栄養教諭)	上田由 他	1				○			○	
教職実践演習(中・高)		2				○	○	○		
教職実践演習(栄養教諭)	小島 他	2				○			○	
教科に関する科目										
生活経済学	服部	2		○			○	○		
家族関係学	(要田)	2		○			○	○		
被服学概論	(村田)	2		○	○		○	○		(隔年)29,31年度開講
被服構成学	(村田)	実1		○	○		○	○		(隔年)30,32年度開講
食物学Ⅰ	市川	2	○	○	○	○	○	○		
食物学Ⅱ	(的場)	2	○	○	○	○	○	○		
調理実習	小島・(佐伯孝)	実2		○			○	○		
住居学概論 (製図を含む。)	多治見・永村・森	2	○				○	○		
保育学 (実習及び家庭看護を含む。)	(堀)	2		○			○	○		

《教員免許取得までの大まかな流れ》



★介護等体験および教育実習の履修には、実習年度に

〔 ①健康診断 ②保険加入 ③麻疹の抗体検査 〕 が必要。

履修方法の変更やガイダンスのお知らせなどは掲示板で周知するので、日ごろから、掲示板を確認しておくこと。不明な点は学務企画課教務担当(学生サポートセンター教職担当)に問い合わせること。

教職課程の登録

科目履修の登録とは異なり、Web による登録はできない。

全学教職課程ガイダンス時に、教職課程履修登録シートに記入し、登録する。

万一、登録を取り消す場合には、教職担当に申し出ること。

教職課程履修カルテ面接

面接は、2 年次に1回、3 年次に1回行う。各面接は、1 人当たり 30 分で、学生と担当教員とが「教職課程科目評価シート」「教職課程自己評価シート」を中心に行う。

具体的には、まず、学生は自分の「教職課程科目評価シート」を閲覧し、これまでの科目履修や教職課程外での様々な活動をふりかえる。「教職課程自己評価シート」は、学生が教員と相談しながら記入し、それを踏まえて、将来、教員になる上で自己にとって何が課題であるのかを確認し、これから何をしていくかを考える。

面接の結果は「教職実践演習」の個々の学生の指導に活用される。また、教職カリキュラムの充実に必要な情報は、教職課程委員会等に報告される。

「教職課程履修カルテ面接」の日程調整

面接は1年に1度行われるが、対象人数が多いので、学部によって実施月を割り振る予定である。具体的な日程調整は、各学生が担当教員にメールで連絡して行う。メールの宛先、調整方法等は掲示で指示する。

介護等体験・教育実習の際に必要な書類

①健康診断書

大学で実施される定期健康診断を必ず受診してください。

②麻疹抗体検査結果証明書

医療機関で抗体検査を受診し、麻疹の抗体があることの証明を受けてください。

③保険加入証明書の写し

次の2種類の保険に加入する必要があります。

- ・自分のための保険（自分がケガをした時等のための保険）
- ・相手のための保険（相手をケガさせてしまった時等の保険）

V. 各種免許取得について

1 栄養士免許証の取得

食品栄養科学科の学生は、次の表1から表3に示された本学提供科目の単位を全て修得し、卒業することによって、管理栄養士国家試験受験資格が得られる。併せて、表4は栄養士課程の教育内容を示しているが、表1から表3を修得することによって栄養士免許を得られる。なお、栄養士免許申請について、大阪府に住所地がある者は一括申請が可能である。詳細は別途周知する。

表1 栄養士法施行規則に定める教育内容のうち、基礎分野に属する科目

栄養士法施行規則に定める科目 (別表4関係)			対応する大阪市立大学提供科目		
教育内容		規定 単位数	科 目 名	単位数 (講義又は演習)	備 考
基礎 分野	人文科学	42	総合教育科目A 「都市・大阪」 総合教育科目B 「人間と知識・思想」 「歴史と文化」	14	総合教育科目Aと 総合教育科目Bから 14単位
	社会科学		総合教育科目B 「社会と人権」 「現代社会と人間」		
	自然科学		総合教育科目A 「人間と環境」 「生命と人間」 「情報と人間」 「自然と人間」		
			基礎教育科目 入門物理学Ⅰもしくは 基礎物理学Ⅰ－E 入門物理学Ⅱもしくは 基礎物理学Ⅱ－E 基礎物理化学A 基礎物理化学B 基礎分析化学 生物学概論B 生物学概論D 専門基礎科目 食品有機化学* 食品栄養科学概論*	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	*印は生活科学部提供科目
	外国語		外国語科目	10	
	保健体育		健康・スポーツ科学科目		
	基礎分野科目 計		本学提供科目 計	42	選択科目 ※「健康運動科学」の履修 を推奨する。

*印は生活科学部提供科目。無印は全学共通科目。

表2 栄養士法施行規則に定める教育内容のうち、専門基礎分野に属する科目

栄養士法施行規則に定める科目 (別表4関係)				対応する大阪市立大学提供科目			
教育内容		規定単位数		科 目 名	単位数		備 考
		講義 又は 演習	実験 又は 実習		講義 又は 演習	実験 又は 実習	
専門 基 礎 分 野	社会・環境と健康	6	10	社会保健学 栄養生命情報学 公衆衛生学 公衆衛生学実験	2 2 2	1	
	人体の構造と機能 及び疾病の成り立ち	14		解剖生理学 生化学Ⅰ 生化学Ⅱ 分子栄養学 解剖生理学実験 栄養科学実験	2 2 2 2	1 1	
				生体防御学 病態生理学 微生物学 生化学実験 微生物学実験	2 2 2	1 1	
	食べ物と健康	8		食品学 調理科学 食品衛生学 食品機能化学 調理学実習 食品衛生学実験 食品加工学実験 食品学実験	2 2 2 2	2 1 1 1	
	専門基礎分野 計	28	10	本学提供科目 計	28	10	

無印は生活科学部提供科目。 ※管理栄養士学校指定規則に定められている（別表第1関係）

表3 栄養士法施行規則に定める教育内容のうち、専門分野に属する科目

栄養士法施行規則に定める科目 (別表4関係)				対応する大阪市立大学生活科学部提供科目			
教育内容		規定単位数		科 目 名	単位数		備 考
		講義 又は 演習	実験 又は 実習		講義 又は 演習	実験 又は 実習	
専門 分野	基礎栄養学	2	8	栄養生理学 栄養生理学実験	2	1	
	応用栄養学	6		応用栄養学Ⅰ 応用栄養学Ⅱ 応用栄養学Ⅲ 応用栄養学実習	2 2 2	1	
	栄養教育論	6		栄養教育プログラミング論 栄養教育カウンセリング論 食品栄養情報学 栄養教育論実習Ⅰ 栄養教育論実習Ⅱ	2 2 2	1 1	
	臨床栄養学	8		臨床栄養学Ⅰ 臨床栄養学Ⅱ 病態栄養学Ⅰ 病態栄養学Ⅱ 臨床栄養学実習	2 2 2 2	1	
	公衆栄養学	4		公衆栄養学Ⅰ 公衆栄養学Ⅱ 公衆栄養学実習Ⅰ 公衆栄養学実習Ⅱ	2 2	1 1	
	給食経営管理論	4		給食経営管理論Ⅰ 給食経営管理論Ⅱ 給食経営管理実習	2 2	1	
	総合演習	2		総合演習	2		
	臨地実習			臨床栄養アセスメント実習 臨床栄養ベッドサイド実習 公衆栄養臨地実習 給食経営管理臨地実習		1 1 1 1	
	専門分野科目 計	3 2	1 2	本学提供科目 計	3 2	1 2	
専門基礎分野と専門 分野の合計		6 0	2 2	同 合計	6 0	2 2	

無印は生活科学部提供科目。 ※管理栄養士学校指定規則に定められている（別表第1関係）

表4 栄養士法施行規則に定める教育内容

栄養士法施行規則(別表1関係)				対応する大阪市立大学生活科学部提供科目					
教育内容		単位数		必修の有無	科目名	単位数			
		講義・演習	実験・実習			講義又は演習	実験又は実習		
専門分野	社会生活と健康	4単位以上	4単位以上	必	公衆衛生学	2			
				必	公衆衛生学実験		1		
				必	栄養生命情報学	2			
				必	社会保健学	2			
		社会生活と健康 小計		6	1				
	人体の構造と機能	8単位以上		必	生化学Ⅰ	2			
				必	生化学Ⅱ	2			
				必	分子栄養学	2			
				必	微生物学	2			
				必	微生物学実験		1		
				必	生体防御学	2			
				必	解剖生理学	2			
				必	解剖生理学実験		1		
				必	生化学実験		1		
				必	病態生理学	2			
				必	栄養科学実験		1		
					人体の構造と機能 小計	14	4		
				食品と衛生	6単位以上	必	調理科学	2	
						必	食品衛生学	2	
	必	食品衛生学実験					1		
	必	食品機能化学				2			
	必	食品学				2			
	必	食品学実験					1		
	必	食品加工学実験					1		
		食品と衛生 小計				8	3		
	栄養と健康	8単位以上		必	病態栄養学Ⅰ	2			
				必	病態栄養学Ⅱ	2			
				必	応用栄養学Ⅰ	2			
				必	応用栄養学Ⅱ	2			
				必	応用栄養学Ⅲ	2			
				必	応用栄養学実習		1		
				必	栄養生理学	2			
				必	栄養生理学実験		1		
				必	臨床栄養学Ⅰ	2			
				必	臨床栄養学Ⅱ	2			
				必	臨床栄養学実習		1		
				必	臨床栄養アセスメント実習		1		
				必	臨床栄養ベッドサイド実習		1		
					栄養と健康 小計	16	5		
	栄養の指導	6単位以上		必	公衆栄養学Ⅰ	2			
				必	公衆栄養学Ⅱ	2			
				必	公衆栄養学実習Ⅰ		1		
				必	公衆栄養学実習Ⅱ		1		
				必	公衆栄養臨地実習		1		
				必	栄養教育プログラミング論	2			
				必	栄養教育カウンセリング論	2			
				必	栄養教育論実習Ⅰ		1		
				必	栄養教育論実習Ⅱ		1		
				必	食品栄養情報学	2			
					栄養の指導 小計	10	5		
	給食の運営	4単位以上		必	調理学実習		2		
				必	給食経営管理論Ⅰ	2			
				必	給食経営管理論Ⅱ	2			
				必	給食経営管理臨地実習		1		
				必	給食経営管理実習		1		
		給食の運営 小計		4	4				
計					合計	58	22		

2. 建築士試験受験資格

◎受験資格について

居住環境学科の学生が、建築士試験の受験資格を取得するには、「国土交通大臣の指定する建築に関する科目(以下「指定科目」)を修めて卒業すること」(基礎資格)が必要である。次項以降に示す指定科目を40単位以上修得すれば、卒業と同時に二級・木造建築士試験の受験資格と最短で2年間の建築に関する実務経験(注)に従事することにより一級建築士の受験資格を取得できる。

本学科では、卒業に必要な科目の中に指定科目の60単位をすべて含むため、卒業することにより、二級・木造建築士試験の受験資格と最短で2年間の建築に関する実務経験(注)に従事することにより一級建築士の受験資格を取得できる。

本学科での指定科目については、次項以降に記載している。

(注) 実務経験とは、下記の①～⑧にある「設計・工事管理、建築確認、一定の施工管理」等の、設計・工事監理に資する実務を言う。

- ①建築物の設計に関する実務
- ②建築物の工事監理に関する実務
- ③建築工事の指導監督に関する実務
- ④次に掲げる工事の施工の技術上の管理に関する実務
 - i、建築工事一式
 - ii、大工工事
 - iii、建築設備の設置工事
- ⑤建築基準法第18条の3第1項に規程する確認審査等に関する実務
- ⑥消防長または消防署長が建築基準法第93条第1項の規定によって同意を求められた場合に行う審査に関する実務
- ⑦建築物の耐震設計に関する実務
- ⑧指定された大学院において、建築物の設計または工事監理にかかる実践的な能力を培うことを目的とした実務実習、および関連して必要な指定科目の単位取得
(本研究科居住環境学コースも実務経験を取得できる大学院に認定されている。詳しくは大学院のシラバスにて確認すること)

◎基礎資格について

主として取得できることのできる学科	資格名	必要な基礎資格
居住環境学科	二級・木造建築士試験受験資格	指定科目を必要単位数取得し左記の学科を卒業すること
	一級建築士試験受験資格	卒業後取得単位数に応じて最短2年間の実務を経験すること

◎国土交通大臣の指定する建築に関する科目について

下の表は建築士法第14条第1項(大学に関する、一級建築士試験の受験資格)および建築士法第15条第1項(大学に関する、二級・木造建築士試験の受験資格)により国土交通省で定められた科目の必要単位数と、取得した必要単位数に対する、実務経験期間の一覧表である。

表の見方として「指定科目」とある各科目は、「各項目」と理解したほうがわかりやすい。指定科目に対応する本学科での科目については次項にある科目一覧表で必ず確認し履修すること。

指定科目	二級・木造建築士			一級建築士		
建 築 設 計 製 図	5 単位以上			7 単位以上		
建 築 計 画	7 単位以上			7 単位以上		
建 築 環 境 工 学				2 単位以上		
建 築 設 備				2 単位以上		
構 造 力 学	6 単位以上			4 単位以上		
建 築 一 般 構 造				3 単位以上		
建 築 材 料				2 単位以上		
建 築 生 産	1 単位以上			2 単位以上		
建 築 法 規	1 単位以上			1 単位以上		
④上記科目の必修単位数	20 単位以上			30 単位以上		
⑤ そ の 他 科 目	適 宜			適 宜		
④+⑤必要な単位数合計	40 単位	30 単位	20 単位	60 単位	50 単位	40 単位
単位数に応じて必要な 建築実務の経験期間	0 年	1 年	2 年	2 年	3 年	4 年

◎注意事項

本学科で、このとおりに単位を取得しても建築士の資格が授与されるということではなく、一級建築士、二級・木造建築士試験の受験資格が得られるということである。

最終的に一級建築士、二級・木造建築士の資格を取得するには、受験資格を得てから年1回行われる「財団法人 建築技術教育普及センター」による「学科の試験」および「設計製図の試験」にそれぞれ合格する必要がある。試験の日程や試験科目の内容については、必ず事前に同センターのホームページ等で確認する必要がある。

建築士試験指定科目一覧表(居住環境学科)

指定科目の分類		対応する本学開講科目			
二級・木造	一級	科目名	履修学年	必修・選択	単位数 時間数
①建築設計 製図	①建築設計 製図	設計製図Ⅰ	2	必修	2
		設計製図Ⅱ	2	必修	2
		設計製図Ⅲ	3	必修	4
		設計製図Ⅳ	3	必修	2
②～④ 建築計画、 建築環境工 学又は建築 設備	②建築計画	住文化史Ⅰ	2	必修	2
		住文化史Ⅱ	3	選択	2
		住居計画学	2	必修	2
		都市計画	2	必修	2
		インテリア計画学	2	必修	2
		建築計画学	3	必修	2
		居住福祉工学	3	必修	2
		居住地計画論	3	選択	2
	③建築環境 工学	居住環境工学Ⅰ	2	必修	2
		居住環境工学Ⅱ	2	選択	2
	④建築設備	建築設備	3	必修	2
		環境システム設計及び実験	3	選択	2
⑤～⑦ 構造力学、 建築一般構 造又は建築 材料	⑤構造力学	構造力学Ⅰ	2	必修	2
		構造力学Ⅱ	2	必修	2
	⑥建築一般 構造	建築一般構造	2	必修	2
		建築構造学Ⅰ	2	必修	2
		建築構造学Ⅱ	2	選択	2
	⑦建築材料	環境材料学	2	必修	2
		建築材料学	2	必修	2
⑧建築生産	⑧建築生産	建築施工法	3	必修	2
		住居管理・経営論	3	必修	2
⑨建築法規	⑨建築法規	建築・環境法規	2	必修	2
⑩その他	⑩その他	基礎設計製図	1	必修	1
		住生活論	1	必修	2
		居住環境学概論	1	必修	2
		基礎デザイン実習	1	必修	1
		防災・安全科学	3	必修	2
		人間工学	2	必修	2
		CAD/CGデザイン演習	2	選択	1
		測量学	3	選択	2
		デザインワークショップ	3	選択	1
		構造設計演習及び材料学実験	3	選択	2
		図形科学Ⅰ(基礎教育科目)	1	必修	2
		図形科学Ⅱ(基礎教育科目)	1	必修	2

3 社会福祉士受験資格

人間福祉学科(社会福祉コース)の学生であって、社会福祉士の国家試験の受験を希望する者は、次表の「大阪市立大学提供科目」が必修となる。

厚生労働省指定科目等の名称	大阪市立大学提供科目(必修)	備考
人体の構造と機能及び疾病	} うち 一科目	医学概論
心理学理論と心理的支援		心理学
社会理論と社会システム		家族社会学Ⅰ・地域社会学
現代社会と福祉	社会福祉原理論・社会福祉学	
社会調査の基礎	社会調査法	
相談援助の基盤と専門職	ソーシャルワーク原論Ⅰ ソーシャルワーク原論Ⅱ	
相談援助の理論と方法	ソーシャルワーク論Ⅰ ソーシャルワーク論Ⅱ ソーシャルワーク論Ⅲ ソーシャルワーク論Ⅳ	
地域福祉の理論と方法	地域福祉論Ⅰ・地域福祉論Ⅱ	
福祉行財政と福祉計画	社会福祉行財政論・福祉計画論	
福祉サービスの組織と経営	社会福祉運営管理論	
社会保障	社会保障論Ⅰ・社会保障論Ⅱ	
高齢者に対する支援と介護保険制度	高齢者福祉論・介護学	
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	障害者福祉論	
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	児童福祉論	
低所得者に対する支援と生活保護制度	公的扶助論	
保健医療サービス	医療福祉論	
就労支援サービス	} うち 一科目	
権利擁護と成年後見制度		社会福祉権利擁護論
更生保護制度		
相談援助演習	ソーシャルワーク演習Ⅰ ソーシャルワーク演習Ⅱ ソーシャルワーク演習Ⅲ ソーシャルワーク演習Ⅳ ソーシャルワーク演習Ⅴ	
相談援助実習指導	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ ソーシャルワーク実習指導Ⅱ ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	
相談援助実習	ソーシャルワーク実習	

注1)「人体の構造と機能及び疾病」「心理学理論と心理的支援」「社会理論と社会システム」については、受験資格取得上は選択科目であるが、いずれも社会福祉士国家試験における受験科目であるので、「医学概論」「心理学」「家族社会学Ⅰ」「地域社会学」とも履修すること。

注2)ソーシャルワーク実習を履修するためには、「学生教育研究災害傷害保険」に加入した上で「学災付帯賠償責任保険」(対人・対物)への加入が義務づけられる。また、2年次後期にソーシャルワーク実習報告会へ出席の上、仮登録をしておかなければならない。

VI 諸手続き並びに注意事項

1 休学、復学、退学、再入学

(1) 休学、復学

病気その他やむを得ない理由で2カ月以上学修できない場合は、休学することができる。休学を願ひ出るときは、学生サポートセンターに申し出ること。学科教務委員が面接のうえ、休学願(所定用紙)を提出後、教授会の審議を経て、学部長がその意見を聴いたうえで許可する。

休学は、緊急の場合のほか、前期は2月末日、後期は8月末日までに必要書類を揃えて学生サポートセンターに提出すること。学期開始後に願ひ出た場合は、その期の授業料を納めなければならない。

休学期間中にその事由が消滅したときは、願ひ出て復学することができる。復学後の授業科目の履修については、「生活科学部履修規程 第10条第4項」を参照のこと。

休学の期間は、在学年限に算入しない。また、休学の期間は、通算して4年をこえることはできない。

(2) 退学

退学を希望する場合は、学生サポートセンターに申し出ること。学科教務委員が面接のうえ、退学願(所定用紙)を提出後、教授会の審議を経て、学長がその意見を聴いたうえで許可する。

(3) 再入学

学則第15条第1項の規程により退学した者又は第17条第2項第1号の規程により除籍された者が、再入学を願ひ出たときは、教授会の審議を経て、学長がその意見を聴いたうえで許可する。ただし、再入学の願ひ出は、退学又は除籍の日から3年以内に限る。

2 転学部、転学科、転コース

(1) 転学部

生活科学部から他学部への転学部は、生活科学部教授会及び転入希望学部の教授会の審議を経て、学長がその意見を聴いたうえで許可した場合に限り認める。転学部には、転入を希望する学部の受入条件に必要な資料を事前に生活科学部より提供する場合がある。

(2) 転学科

生活科学部の転学科は、教授会の審議を経て、学部長がその意見を聴いたうえで許可した場合に限り認める。転学科は、転入希望学科の定員に欠員があり、生活科学部の申し合わせの条件を満たした場合に限り認める。ただし、転学科の時期は原則として2年に移る場合に限る。

(3) 転コース

生活科学部の転コースは、学科会議の承認を得た後、教授会の審議を経て、学部長がその意見を聴いたうえで許可した場合に限り認める。転コースの時期は3年に移る場合に限る。転コースを希望する学生は、原則として、2年次7月末までに学生サポートセンターに申し込まなければならない。学科には事前に相談しておく必要がある。

3 奨学金及び授業料減免・分納制度

(1) 奨学金制度

独立行政法人日本学生支援機構、地方公共団体及び民間育英団体、本学奨学金等があるが、募集その他については、別途周知する。なお、詳細については「学生生活ガイド」を参照すること。

(2) 授業料減免・分納制度

募集等については、別途周知する。なお、詳細については「学生生活ガイド」を参照すること。

4 住所変更及び身上の異動の届け出

自宅の住所や下宿先の変更、改姓、保証人の変更等、異動のあった時には、速やかに学生サポートセンターに届け出ること。

5 学生証並びに各種証明書の発行等

(1) 発行手続きについて

学校生徒旅客運賃割引証(学割証)を除き各種証明書の発行には1通につき手数料を必要とする。なお、学割・在学・成績・健康診断証明書は証明書自動発行機で取得できる(学生証及びパスワードが必要)。

証明書自動発行機で対応していない各種証明書の発行は学生サポートセンターで行うが、交付については原則として申込日の翌日午後以降とする。また、英文等特殊な証明書については、交付までに相当期間を要するので余裕を持って申請すること。

交付を受ける時は学生証を提示すること。

(2) 学生証について

入学時に交付された学生証は、紛失しないよう大切に保持すること。また、登校の際は必ず携帯するなど、学生証に記載された注意事項を厳守すること。もし、紛失したり盗難にあった場合は、学生サポートセンターに再交付を願い出ること。

(3) 証明書類の不正使用について

証明書類の不正使用は絶対してはならない。学割証の使用については、学割証の裏面の注意事項を厳守すること。

6 交通スト、台風時等の授業について

(1) 交通スト当日の杉本学舎の授業について

次の交通機関のいずれかがストライキを行ったとき、当日の授業は休講とする。

ただし、別表のとおりスト解除の時刻により、全部又は一部の授業を行う。

○JR阪和線

○近鉄、阪急、阪神、南海、京阪の1社以上

○地下鉄及びJR環状線が同時

(2) 台風時等の杉本学舎授業について

① 別段の通知をしないかぎり、大阪府下に暴風警報又はいずれかの特別警報が発令された場合、当日の授業は休講とする。

ただし、別表のとおり警報解除の時刻により、全部又は一部の授業を行う。

② 別段の決定をするときは、各学部、学生支援課の事務室前に掲示するなど別途周知する。

記

別 表

第1部の授業

スト・警報 解除の時刻	休講となる時限	授業を行う時限
午前 7時 以前		全 時限
午前10時 以前	1・2 時限	3・4・5 時限
午前10時を過ぎても解除されない場合	全 時限	

7 その他

・履修、その他の事項で問題が生じた場合、学科教務委員は学生本人に断ることなく、保証人にその内容を報告することがある。

・本学では、学校保健安全法の定めにより、「学校において予防すべき感染症」(学校保健安全法施行規則第十八条に定める感染症、以下「感染症」)に罹患、または罹患した疑いがある場合は出席停止としている。感染症に罹患、または罹患した疑いがある場合は、学生サポートセンターまで連絡すること。詳細については、全学ポータルサイトを確認し、所定の手続きを行うこと。

・別途実習費用が必要な場合がある。

VII 参考事項

1 沿 革

本学は昭和 24 年 4 月 学制改革により大阪市立商科大学・同予科・同高等商業部・市立都島工業専門学校・市立女子専門学校・市立医科大学(昭和 30 年度)を合併吸収して開設された公立総合大学で、大阪における学術研究の中心として深く専門の学芸を研究し、かつ、高い学問的教養を授けると共に人格の向上を図ることを目的としている。

本学部の沿革は次のとおりである。

- 大正 10 年 4 月 大阪市西区高等実修女学校として創立
- 大正 13 年 4 月 大阪市立高等西華女学校と改称
- 大正 14 年 4 月 家政高等科 3 年課程設置
- 昭和 16 年 3 月 大阪市立西華高等女学校と改称、家政高等科を専攻科と改称
- 昭和 22 年 3 月 大阪市立女子専門学校を設置、専攻科廃止
- 昭和 24 年 4 月 学制改革により大阪市立大学家政学部家政学科となり、食物学、被服学、住居学、児童学、社会福祉学の各専攻を置く。
- 昭和 28 年 4 月 大学院家政学研究科修士課程を設置、食物・栄養学専攻を置く。
- 昭和 31 年 4 月 修士課程被服学専攻を増設
- 昭和 34 年 4 月 修士課程社会福祉学専攻を増設
- 昭和 39 年 4 月 修士課程児童学専攻を増設
- 昭和 43 年 4 月 家政学科を食物学科・被服学科・住居学科・児童学科及び社会福祉学科に分離増設
- 昭和 44 年 4 月 修士課程住居学専攻を増設
- 昭和 50 年 4 月 家政学部を生活科学部と改称
大学院生活科学研究科博士課程を設置、栄養・保健学、生活環境学、生活福祉学の各専攻を置く。
- 昭和 52 年 3 月 大学院家政学研究科を廃止
- 平成 2 年 4 月 5 学科を 3 学科、食品栄養科学科・生活環境学科・人間福祉学科に再編成
- 平成 3 年 4 月 大学院栄養・保健学専攻を食品栄養科学専攻に、生活福祉学専攻を人間福祉学専攻に名称変更
- 平成 12 年 4 月 生活環境学科を居住環境学科に名称変更
生活科学研究科の 3 専攻を 1 専攻(生活科学専攻) 4 講座に再編
- 平成 18 年 4 月 公立大学法人となる
- 平成 23 年 4 月 生活科学研究科の 1 専攻 4 講座を 1 専攻 3 講座に再編

2 卒業後の進路

□ 食品栄養科学科

本学科は、管理栄養士、栄養教諭、食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成施設に指定されている。本学科の学生は、所定の単位を修得すると、栄養士、栄養教諭、家庭科教諭(中・高)の免許を取得でき、栄養士免許を得たものは管理栄養士の国家試験受験資格が得られる。

◎卒業後の進路

1. 大学院進学
2. 大学、短大、研究所(教育研究)
3. 官公庁、保健所、病院、学校(管理栄養士、栄養士)
4. 食品・化学・製薬関係の研究所または企業
5. 食品検査機関
6. 中学・高等学校の教員

◎大学院(前期博士課程[修士]および後期博士課程)

大学院には食・健康科学コースが設置されている。

□ 居住環境学科

本学科を卒業し所定の単位を修得すると、卒業と同時に二級建築士の受験資格およびインテリアプランナーの登録資格が、卒業後実務経験2年で一級建築士の受験資格が得られる。また、教職科目に関する所定の単位を修得すれば、中学校および高等学校の教員免許（家庭科）を取得できる。

◎卒業後の進路

1. 住宅、建築の設計、インテリアデザイン
2. 住宅産業での企画、開発、インテリアデザイン
3. 生活商品関連企業での企画、製品開発。住設機器及び家具などの企画、開発、設計
4. 各種リビングアドバイザー
5. 建築関連企業、家庭電化機器関連企業などのシステムエンジニア、リビングプロデューサー
6. 生活機器、建築設備、建築材料の企画開発
7. 自治体、コンサルタント事務所等の都市計画プランナー、コンサルタント
8. 中学・高等学校の教員
9. 大学院進学

◎大学院生活科学専攻には居住環境学コースが設置されている。

□ 人間福祉学科

本学科では卒業後の進路を踏まえて、「心理臨床コース」「社会福祉コース」と、2つの教育コースが設定されている。

○心理臨床コース

人間が子どもから大人へ、そして高齢者へと成長・発達していく過程で起こる変化や悩みについて、心と身体の発達や心の健康、さらにはそれらを取り巻く社会の現状に視点をあてて理解するとともに、援助する力を養う。講義や実習から、さまざまな思考法や技法を身につけ、心理的な支援の基本的な力を養う。

さらに大学院(修士課程)へ進学することにより、臨床心理士の受験資格を得ることができる。

○社会福祉コース

社会的関心が高まっているさまざまな福祉課題に対応できるように、ソーシャルワークの知識・技術・価値を習得し、また社会福祉の制度・政策的な視座から分析・解決していく力を高める。実習等による実践的アプローチも重視しながら実社会に貢献できる力を養う。

別項(p. 49)に示す科目を履修することにより、社会福祉士受験資格を得ることができる。また、社会福祉法関連通知に規定する科目を履修することにより、社会福祉主事任用資格を得ることができる。

◎本学科の卒業後の進路

1. 福祉関連
行政における福祉施策担当、社会福祉主事、児童福祉司
社会福祉協議会、保健医療機関(医療ソーシャルワーカー等)
社会福祉施設(高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設等)
2. 心理関係
行政における心理部門、子ども・家庭センター、児童家庭相談室等の心理職
施設・病院等の心理職
3. 教育関係
児童指導員(児童養護施設、障害者福祉施設等)
4. 司法関係
家庭裁判所調査官、保護観察官
5. その他
一般公務員、民間企業等
6. 大学院進学(研究職を含む)
上記1～3同様の専門職(福祉職、心理職)
大学院進学後、大学・短大・専門学校等の教員
病院・診療所等の臨床心理士

◎大学院(前期博士課程[修士]および後期博士課程)

大学院は臨床心理学コース、総合福祉科学コースを構成している。

臨床心理学コースで所定の単位を修得し、修了すると、臨床心理士受験資格を得る。

3 生活科学部出身本学名誉教授一覧

住田昌二	坂口正之
中根芳一	湯浅勲
本村汎	山本由喜子
宮本悌次郎	西成勝好
多田吉三	白澤政和
弓削治	山縣文治
片山洋子	谷直樹
倉戸ヨシヤ	曾根良昭
梶浦恒男	小西洋太郎
中谷延二	畠中宗一
北浦かほる	要田洋江
岩堂美智子	

4 教員一覧

生活科学研究科長(生活科学部長) 永村 一雄

食品栄養科学科

講 座 名	職 名	氏 名	研究室電話番号
食品栄養科学	教 授	西 川 禎 一	06-6605-2910
	教 授	羽 生 大 記	06-6605-2862
	教 授	由 田 克 士	06-6605-2867
	教 授	佐 伯 茂	06-6605-2869
	教 授	増 田 俊 哉	06-6605-2813
	准教授	市 川 直 樹	06-6605-2870
	准教授	古 澤 直 人	06-6605-2864
	准教授	小 島 明 子	06-6605-2865
	准教授	金 東 浩	06-6605-2817
	准教授	上 田 由喜子	06-6605-2866
	准教授	安 井 洋 子	06-6605-2854
	准教授	福 村 智 恵	06-6605-2853
	准教授	中 台 枝里子	06-6605-2856
	講 師	早 見 直 美	06-6605-2818
	特任助教	出 口 美輪子	06-6605-2882
	特任助手	森 本 佳 子	
	特任助手	西 田 直 子	
	特任助手	亀 田 和 美	

居住環境学科

講 座 名	職 名	氏 名	研究室電話番号
居住環境学科	教 授	多治見 左 近	0 6 - 6 6 0 5 - 2 8 2 2
	教 授	永 村 一 雄	0 6 - 6 6 0 5 - 2 8 3 3
	教 授	藤 田 忍	0 6 - 6 6 0 5 - 2 8 2 1
	教 授	岡 田 明	0 6 - 6 6 0 5 - 2 8 2 3
	教 授	森 一 彦	0 6 - 6 6 0 5 - 2 9 1 6
	教 授	渡 部 嗣 道	0 6 - 6 6 0 5 - 2 8 7 4
	教 授	小伊藤 亜希子	0 6 - 6 6 0 5 - 2 8 8 9
	教 授	松 下 大 輔	0 6 - 6 6 0 5 - 2 8 7 1
	准教授	土 井 正	0 6 - 6 6 0 5 - 2 8 3 4
	准教授	上 田 博 之	0 6 - 6 6 0 5 - 2 8 9 0
	准教授	酒 井 英 樹	0 6 - 6 6 0 5 - 2 8 2 6
	准教授	小 池 志保子	0 6 - 6 6 0 5 - 2 8 7 5
	准教授	福 田 美 穂	0 6 - 6 6 0 5 - 2 8 3 5
	准教授	ファーマム クレイグ	0 6 - 6 6 0 5 - 2 8 2 5
	講 師	生 田 英 輔	0 6 - 6 6 0 5 - 2 8 5 5
	助 教	西 岡 基 夫	0 6 - 6 6 0 5 - 2 8 2 8

人間福祉学科

講 座 名	職 名	氏 名	研究室電話番号
総合福祉・ 心理臨床科学	教 授	中 井 孝 章	0 6 - 6 6 0 5 - 2 8 4 3
	教 授	三 船 直 子	0 6 - 6 6 0 5 - 2 8 3 9
	教 授	岩 間 伸 之	0 6 - 6 6 0 5 - 2 8 9 7
	教 授	岡 田 進 一	0 6 - 6 6 0 5 - 2 8 5 8
	教 授	所 道 彦	0 6 - 6 6 0 5 - 2 8 9 6
	教 授	大 西 次 郎	0 6 - 6 6 0 5 - 2 8 9 8
	教 授	堀 口 正	0 6 - 6 6 0 5 - 2 8 4 2
	特任教授	館 直 彦	0 6 - 6 6 0 5 - 2 8 8 1
	准教授	服 部 良 子	0 6 - 6 6 0 5 - 2 8 4 9
	准教授	篠 田 美 紀	0 6 - 6 6 0 5 - 2 8 3 7
	准教授	長 濱 輝 代	0 6 - 6 6 0 5 - 2 8 9 3
	准教授	野 村 恭 代	0 6 - 6 6 0 5 - 2 9 1 3
	准教授	松 木 洋 人	0 6 - 6 6 0 5 - 2 8 5 1
	特任准教授	中 島 尚 美	0 6 - 6 6 0 5 - 2 8 4 7
	講 師	後 藤 佳代子	0 6 - 6 6 0 5 - 2 8 4 4
	講 師	鵜 浦 直 子	0 6 - 6 6 0 5 - 2 8 4 8
	助 教	清 水 由 香	0 6 - 6 6 0 5 - 2 8 5 2

共通

講 座 名	職 名	氏 名	研究室電話番号
生活科学研究科	特任教授 (学長補)	宮 野 道 雄	

5 非常勤講師一覧（含兼担）

食品栄養科学科

秋山 香代
安弘 行
荒裕 介
尾純 子
栢新 市
日豊 子
久麻 子
木尚 史
竹育 子
中浩 二
永淳 子
那潤 季
萩真 代
萩喜 の
蜂賀 ゑ
宮本 子
諸岡 歩
山山下 枝
山地 子
山亮 一

人間福祉学科

沖田 裕子
金岡 洋子
小林 優子
鈴木 千枝
南飛 佳
羽飛 明
原志 鳥
松崇 津
萬和 志
宮智 広
官新 恵
毛洋 華
要江

居住環境学科

阿久津 友嗣
稻上 義之
梅本 直康
大淵 敏行
岡本 健志
尾鍋 裕実
加藤 亜矢
岸上 純子
澤村 昌彦
白須 寛規
竹原 義二
辻丸 純一郎
都瀬 里か
長川 三記
西田 多美
延原 理恵
広渡 孝一郎
松本 尚子
山浦 晋弘
山本 武志
山隈 直人
山田 朝士
山根 健太郎
山本 尚子
吉井 歳晴

教職関係科目（生活科学部提供分）

北村 由賀
堀智 晴
村田 浩子
松本 訓枝
的場 輝佳
吉井 美奈子

（50音順）（敬称略）